

第3次中能登町地域福祉計画

(成年後見制度利用促進計画)

(再犯防止推進計画)

第3次中能登町地域福祉活動計画



令和5年3月
中能登町



目次

第1部

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 SDGsの達成に向けた取り組みの推進	3
第2章 地域福祉について	4
1 地域福祉とは	4
2 地域福祉の動向	5
(1) 国の動き	5
(2) 石川県の動き	8
第3章 中能登町の概要	9
1 人口の状況	9
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	9
(2) 高齢化率の推移	10
(3) 人口動態	10
(4) 地区別人口	11
2 世帯の状況	12
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	12
3 高齢者・障がい者・子どもの状況	13
(1) 高齢者の推移	13
(2) 高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）の状況	13
(3) 要介護認定者の状況	14
(4) 障がい者の状況	15
(5) 子どもの状況	15
第4章 第2次地域福祉計画の課題と評価	16
第5章 第3次地域福祉計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 地域の範囲の考え方	20
4 施策の体系	21
第6章 施策の展開	22
基本目標1 みんなで支える地域づくり	22
基本施策1 地域でつながり、支え合おう	22
基本施策2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう	24

基本施策3	いざという時の助け合いの輪をつくろう	26
基本施策4	自分事と考え、支え合いの心を育もう	29
基本目標2	安心して暮らせる地域づくり	31
基本施策1	包括的な相談体制を構築しよう	31
基本施策2	福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう	33
基本施策3	安心して暮らせる環境を整備しよう	35
基本目標3	支援につながる体制づくり	37
基本施策1	みんなが気軽に参加できる活動を広めよう	37
基本施策2	地域を支える人材を育成しよう	40
基本施策3	連携・協働して取り組もう	42
第7章	成年後見制度利用促進計画	44
1	計画策定にあたって	44
(1)	計画策定の背景と趣旨	44
(2)	計画の位置付け	44
(3)	成年後見制度とは	45
2	成年後見制度利用に関する状況等	46
(1)	成年後見制度利用の状況	46
(2)	成年後見制度に対する意識	46
3	成年後見制度の利用を促進するための取り組み	48
第8章	再犯防止推進計画	49
1	計画策定にあたって	49
(1)	計画策定の背景と趣旨	49
(2)	計画の位置付け	49
2	再犯防止に関する状況等	50
(1)	犯罪統計データによる状況	50
(2)	再犯者率の状況	51
3	再犯防止を促進するための取り組み	52
第2部		
第1章	地域福祉活動計画の策定にあたって	53
1	社会福祉協議会と地域福祉活動計画	53
2	計画策定の背景	53
第2章	計画の基本的な考え方	55
1	地域福祉活動計画の基本理念	55
2	計画の基本目標	56
第3章	具体的な取り組みの展開	57
基本目標1	みんなで支える地域づくり	57
基本施策1	地域でつながり、支え合おう	57

基本施策2	みんながふれあえる場、居場所をつくろう	58
基本施策3	いざという時の助け合いの輪をつくろう	60
基本施策4	自分事と考え、支え合いの心を育もう	61
基本目標2	安心して暮らせる地域づくり	62
基本施策1	包括的な相談体制を構築しよう	62
基本施策2	福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう	63
基本施策3	安心して暮らせる環境を整備しよう	64
基本目標3	支援につながる体制づくり	65
基本施策1	みんなが気軽に参加できる活動を広めよう	65
基本施策2	地域を支える人材を育成しよう	68
基本施策3	連携・協働して取り組もう	69
	具体的な取り組み目標	70

第3部

計画の推進体制	76
1 地域住民を中心とした協働による計画の推進	76
(1) 住民の役割	76
(2) 地域の組織・団体の役割	76
(3) 事業者の役割	76
(4) 社会福祉協議会の役割	76
(5) 行政の役割	77
2 計画の周知	77
3 計画の進行管理	77
4 「実施計画」の作成・評価	78
資料編	79
1 地域福祉計画策定委員	79
2 地域福祉活動計画策定委員	82
3 用語集	85

～「障害」のひらがな表記について～

障害の「害」を漢字表記することについては、負のイメージや不快感を抱かれる方々に配慮する必要があります。また、「害」の字をひらがな表記することについては、様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきだという意見も少なくありません。

現時点において定着した替わる用語がないことと、計画策定にあたり開催した委員会での意見等を踏まえ、本計画書において本町では下記のとおりに取り扱いをしています。

- ①文章中の「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。

例) 障害者 ⇒ 障がい者、障がいのある人

- ②町が作成する福祉計画等は、「障がい」と表記します。

例) 障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画 など

- ③下記の適用除外を除いて、「障がい」と表記可能と判断した語句は、「障がい」とします。

例) 障がい福祉、身体障がい、知的障がい、精神障がい、重度障がい など

【適用除外の例】

法律名、政令名、省令名、条例名、制度名称、人の状態を表すものではないもの等については、「障害」と表記します。

例) 障害者総合支援法、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、交通障害 など

第1部

第3次中能登町地域福祉計画

(成年後見制度利用促進計画)

(再犯防止推進計画)

はじめに

～ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪～

近年、少子高齢化や人口減少などにより、本格的な高齢化社会をむかえ、社会構造は大きく変化してきている中で、福祉に求められる役割は介護、障がい、子育て、生活困窮、社会的孤立など、各分野での課題が混在し、地域住民の抱える課題は複合化・複雑化してきています。



そのため、本町のまちづくりにおいては、社会福祉法における「地域福祉の推進の理念」のもと、福祉制度をどのように推進していくのか、市町村による包括的な支援体制づくりが求められています。

現在、国においてこのような地域課題を解決するため、制度や分野ごとでの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、様々な課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」つながり、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」に向けた様々な取り組みが実施されるなど、地域福祉をめぐる政策は活発に進められています。

このような中、本町では、自助、互助、共助、公助が相互に連携し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、地域を共に創っていく「地域共生社会の実現」をめざし、「ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪」を基本理念とする中能登町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、基本理念を念頭に据え、「みんなで支える地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「支援につながる体制づくり」の3つの基本目標を掲げ、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し地域福祉や行政、司法などとの連携を促進するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の構築に向けて、再犯防止推進計画も併せて策定いたしました。

今後は、これらの計画を基に、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、地域に住むすべての人、一人ひとりが地域の担い手として、積極的な参加とご協力、地域福祉活動への主体的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、熱心にご協議をいただき貴重な意見やご提言を賜りました中能登町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

中能登町長 宮下 為幸

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

中能登町（以下、「本町」という。）では、平成30年3月に「第2次中能登町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪」を基本理念に掲げ、地域活動の促進による地域の福祉力の向上や、健康づくりから地域福祉の推進をする取り組みなどを進めてきました。

このたび、令和4年度末に計画期間が終了することから、本町における課題やこれまでの取り組みを見直し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、「第3次中能登町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、第2次計画同様、中能登町社会福祉協議会と連携を図り「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に作成するものとします。

社会福祉法（令和3年4月1日改正）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

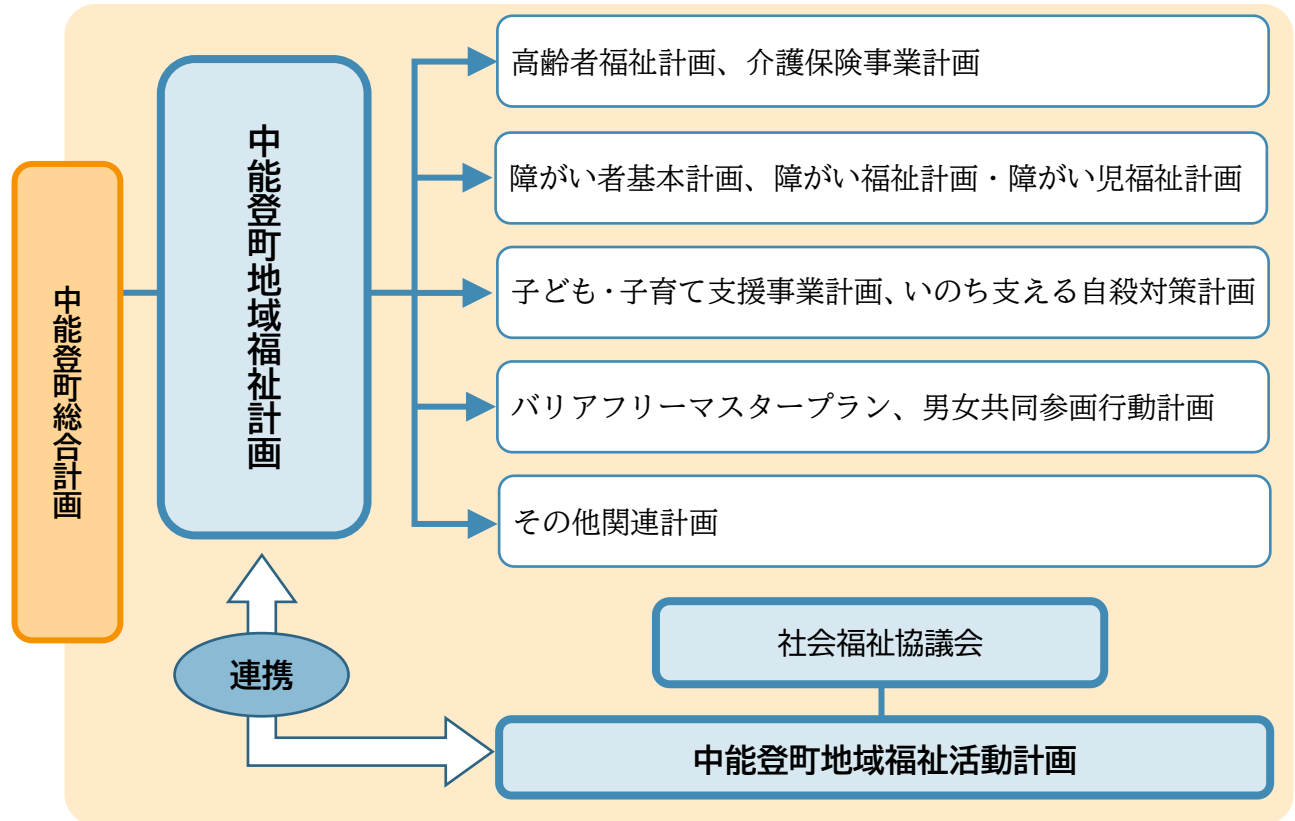
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 計画の位置付け

本計画は、総合計画や福祉関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画など）との整合を図っています。

また、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含しています。

❖ 他計画との関係（イメージ図）



3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度を初年度とし令和9年度を目標年度とする5か年計画とします。なお、社会情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

❖ 策定の期間

H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5	R6	R7	R8	R9
第2次中能登町地域福祉計画 ・第2次中能登町地域福祉活動計画					第3次中能登町地域福祉計画 ・第3次中能登町地域福祉活動計画				
見直し					見直し				

4 SDGsの達成に向けた取り組みの推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年に国連において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、「誰一人として取り残さない」社会を目指すSDGsの視点を取り入れ、地域福祉施策を推進します。

❖ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



❖ 福祉分野における取り組みとSDGsの対応

	1 貧困をなくそう 生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施		8 働きがいも経済成長も すべての人が生きがいを持ち、社会に参画するための就労支援や活躍の場の確保
	2 飢餓をゼロに 子どもの貧困やヤングケアラーの発見及びすべての貧困を断ち切るための支援の実施		10 人や国の不平等をなくそう 平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施
	3 すべての人に健康と福祉を すべての人が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備		11 住み続けられるまちづくりを 支え合い、助け合いの促進、防災・防犯等の充実を通じた安心して暮らせる地域の実現
	4 質の高い教育をみんなに 教育を通じた自助意識や福祉への関心の醸成		16 平和と公正をすべての人に 差別の解消や虐待の防止等を通じた、すべての人への人権の保障
	5 ジェンダー平等を実現しよう あらゆる形態の差別をなくし、すべての人が自身の能力を最大限発揮できる環境の整備		17 パートナーシップで目標を達成しよう 行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

第2章 地域福祉について

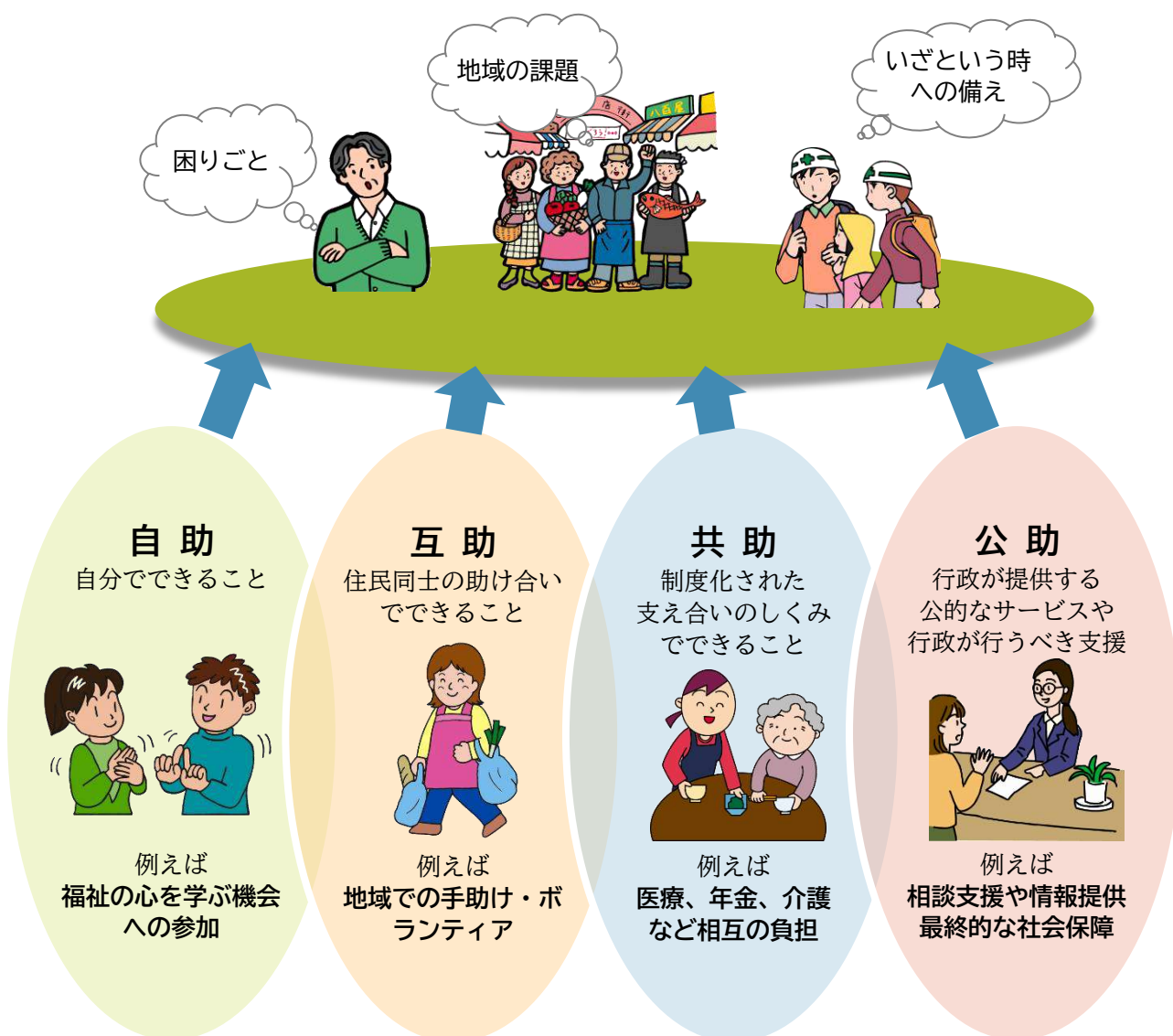
1 地域福祉とは

地域福祉とは、一人ひとりが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をみんなでつくっていくことをいいます。

地域福祉を推進するためには、住民・関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、自助・互助・共助・公助の考え方が重要となります。

特に、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、地域の課題や困りごとに対し、行政だけでなく、地域における住民同士の支え合いや助け合い（互助・共助）を進めていく必要があります。さらに、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

❖ 自助・互助・共助・公助の考え方イメージ



2 地域福祉の動向

(1) 国の動き

平成30年施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、あわせて示された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」に沿った内容での策定が努力義務となりました。

また、令和3年施行の改正社会福祉法により、地域共生社会[※]の実現に向けた「重層的支援体制整備事業[※]」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

近年の国の主な流れ

○少子高齢化・人口減少社会の進行

○高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯の増加、社会保障関係経費の増加

○高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、孤独・孤立、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

○大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・



○福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要です。

○「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを地域でつくり、市町村には、地域で把握した課題を、縦割りではなく「丸ごと」受け止める包括的な相談支援の体制整備が求められています。

○分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

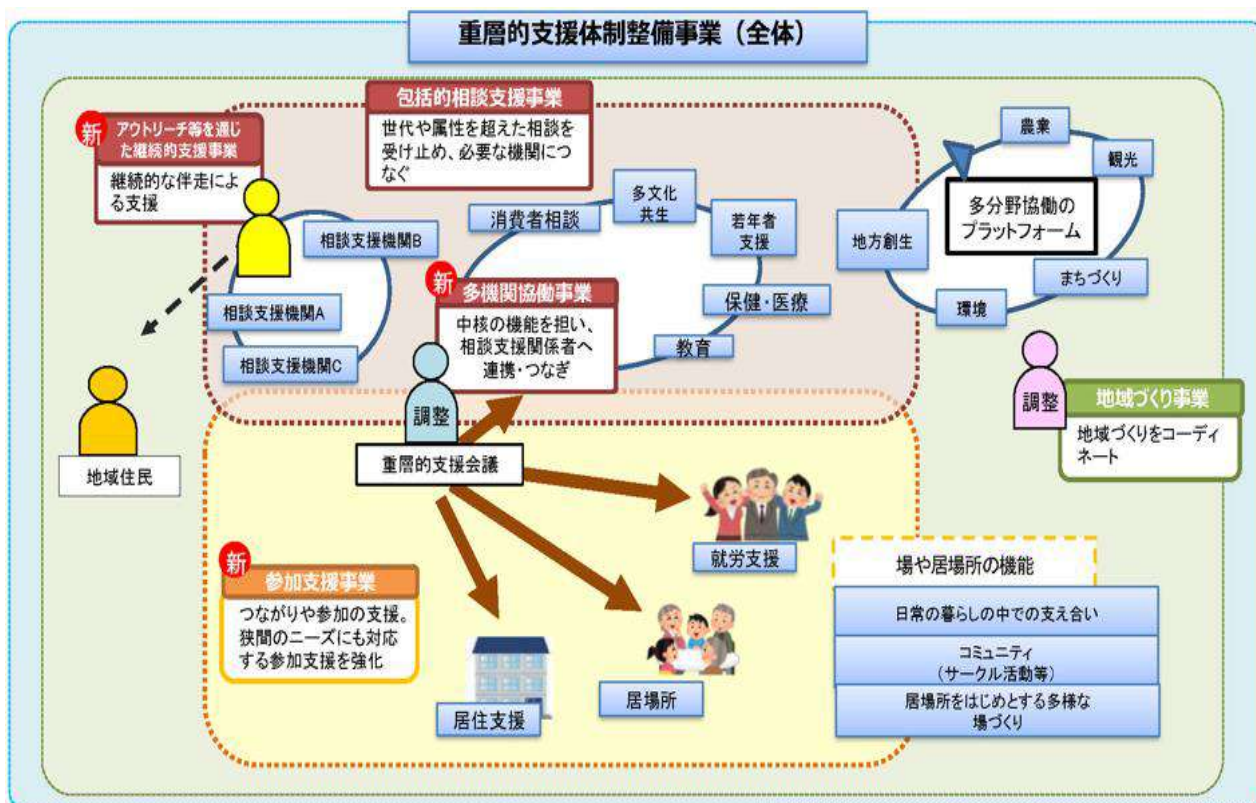
※重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業で、実施を希望する市町村による任意事業です。

重層的支援体制整備事業

令和2年の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。複雑化・複合化する地域の課題に対応するため、市町村における既存の相談支援等の取り組みや地域資源を活かしながら、包括的な支援体制の整備に努めるものとされています。その具体的な推進に向けては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指し、下記の3つの支援を一体的に実施することが求められています。

- ①**属性を問わない相談支援**：相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携のもとで支援する
- ②**参加支援**：社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人に対し、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する
- ③**地域づくりに向けた支援**：住民同士の支え合う関係性を育み、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保することで、地域の活動を活性化し、地域における孤立を防止する。



資料：厚生労働省

◆介護保険・高齢者福祉について

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現を図るためさまざまな措置を今後講ずることとされています。

◆障がい者福祉について

平成28年には「発達障害者支援法」の改正や「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」の制定、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定・施行されるなど、障がいのある人の権利保障と社会参加を促進するための枠組みが定められてきました。

また、平成30年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法」が改正・施行され、自立生活援助や就労定着支援が創設されたほか、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

◆児童福祉・子ども・子育て支援について

子どもの貧困対策として、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」こと、「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」することが求められています。

児童虐待については、令和2年4月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の推進が求められています。

◆生活困窮者自立支援について

さまざまな理由により生活に困っている方を支え自立の促進を図ることを目的として、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。また、平成30年10月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、同法等の改正が行われ、「生活困窮者の自立支援の強化」「生活保護制度における自立支援の強化、適正化」「ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進」などが盛り込まれています。

(2) 石川県の動き

「石川県地域福祉支援計画」は令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定され、「お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくり」を基本理念に掲げています。

この計画では、これまでの「受け手」と「支え手」という関係や制度・分野ごとの「縦割り」の考え方を超えて、地域で暮らす方々や地域のさまざまな団体が主体的に地域活動に参画し、人や資源が世代や分野を超えてつながることで、暮らしや生きがい、地域をともに創る社会の実現を目指しています。

また、石川県では、平成9年に「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」が制定され、バリアフリー社会の生活環境の整備、福祉社会に関する県民意識の高揚を施策の基本方針としています。平成30年に「石川県手話言語条例」が制定され、また、令和元年には「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」が制定され、共生社会の実現を目指した取り組みが進められています。

石川県地域福祉支援計画の施策の柱

① 地域支え合いの基盤づくり

地域住民が主体となり、多様な活動主体との連携の下で、地域で発生する生活課題の解決を目指す「地域支え合い」の推進に向けた基盤づくりに取り組みます。

② 地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実

各地域において、高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を要する方々の孤立化を防止するとともに、地域生活の安心を支える公的サービス及び支え合い活動による支援の充実を図ります。

③ 利用者主体の福祉サービスの充実

サービスの質の向上や、利用者の権利・利益の保護に取り組み、安心して利用できる福祉サービスの充実を図ります。

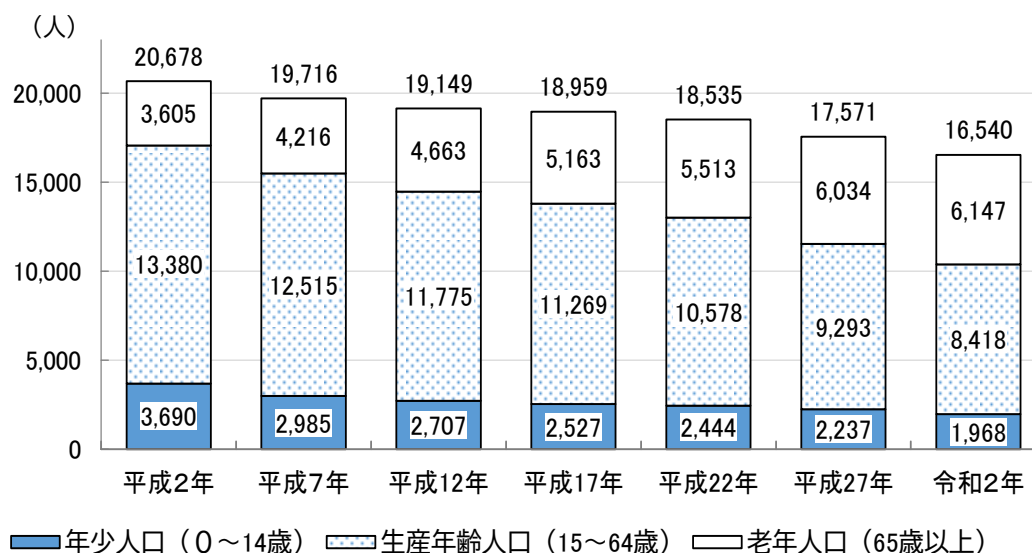
第3章 中能登町の概要

1 人口の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町における総人口の推移をみると、平成2年の20,678人から令和2年の16,540人と、4,138人減少しています。年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳（年少人口）や15～64歳（生産年齢人口）は減少し続けているが、65歳以上（老年人口）の人口は増加を続け、平成2年に比べ、令和2年では、2,542人増加しています。

❖ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳人口が含まれるため、年齢3区分人口の合計と一致はしません。

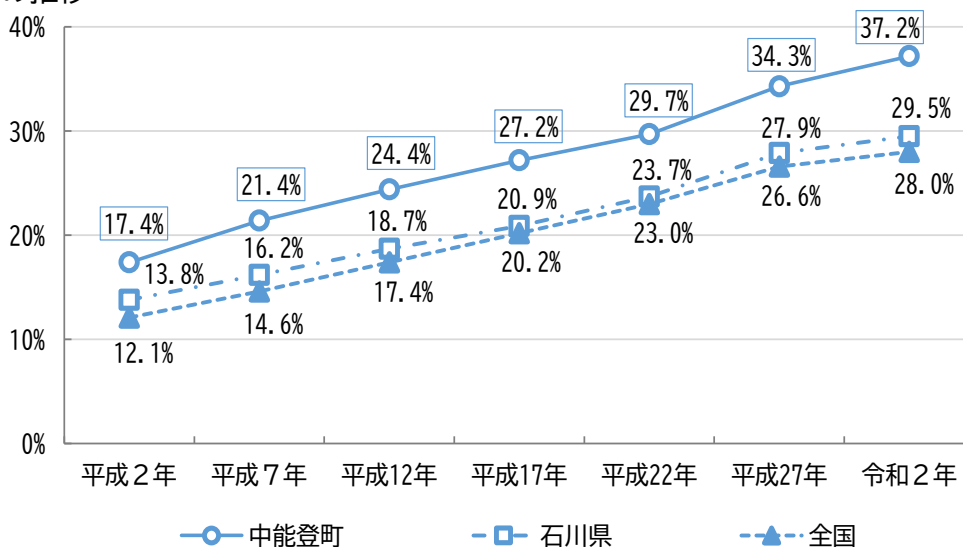
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 高齢化率の推移

本町における65歳以上の高齢化率の推移をみると、平成2年の17.4%から令和2年の37.2%と、19.8ポイント増加しています。

石川県・全国と比較すると、本町の高齢化率は平成2年以降、石川県、全国より高い水準で推移しています。

❖ 高齢化率の推移

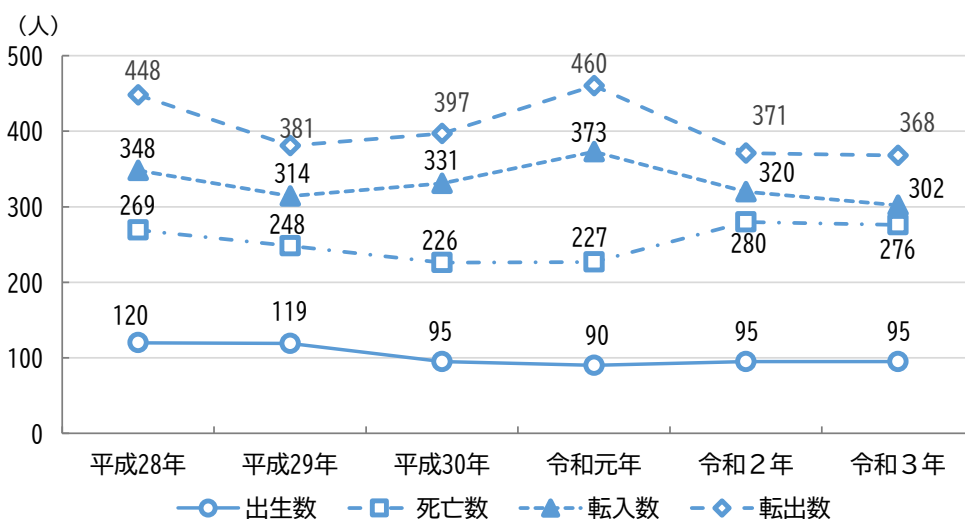


資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 人口動態

本町における人口動態の推移をみると、平成28年から令和3年にかけて死亡数が出生数を上回り自然減となっています。また、転出数が転入数を上回っており、社会減が続いています。

❖ 人口動態の推移



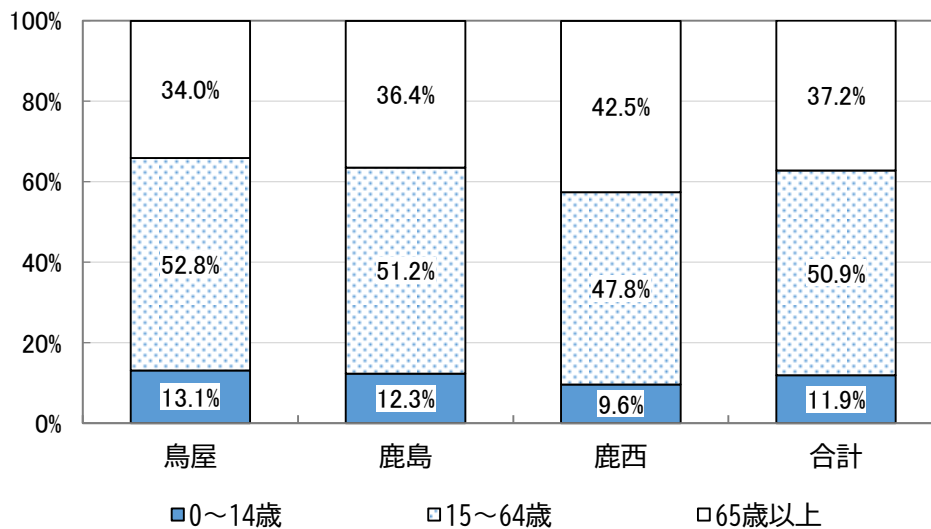
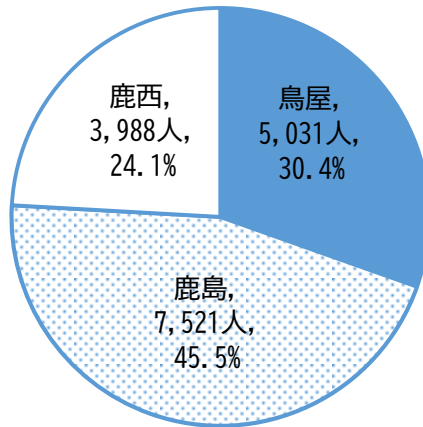
資料：石川県 県民文化スポーツ部 県民交流課 統計情報室（各年10月1日から9月30日）

(4) 地区別人口

本町における地区別人口をみると、鹿島地区が7,521人（45.5%）と本町で最も多く、次いで鳥屋地区が5,031人（30.4%）、鹿西地区が3,988人（24.1%）となっています。

各地区の年齢3区分別人口割合において、65歳以上の高齢化率をみると、鹿西地区が42.5%と本町で最も高くなっています。

❖ 地区別人口



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

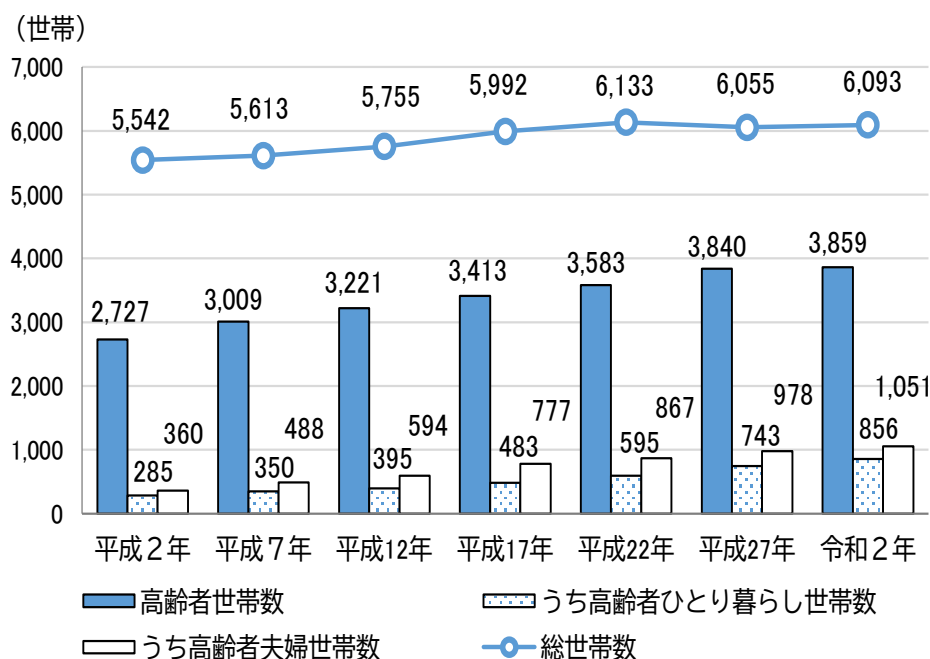
2 世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町における総世帯数の推移をみると、平成2年の5,542世帯から令和2年の6,093世帯と、551世帯増加しています。しかし、平成22年が6,133世帯で最も多く、令和2年は平成22年から40世帯減少しています。

高齢者世帯数についても同様に増加しており、とくに高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯については、平成2年から令和2年にかけて約3倍に増加しています。

❖ 総世帯数及び高齢者世帯数等の推移



※高齢者世帯とは、65歳以上の方のいる世帯で、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、子や孫のいる世帯などすべて含まれます。

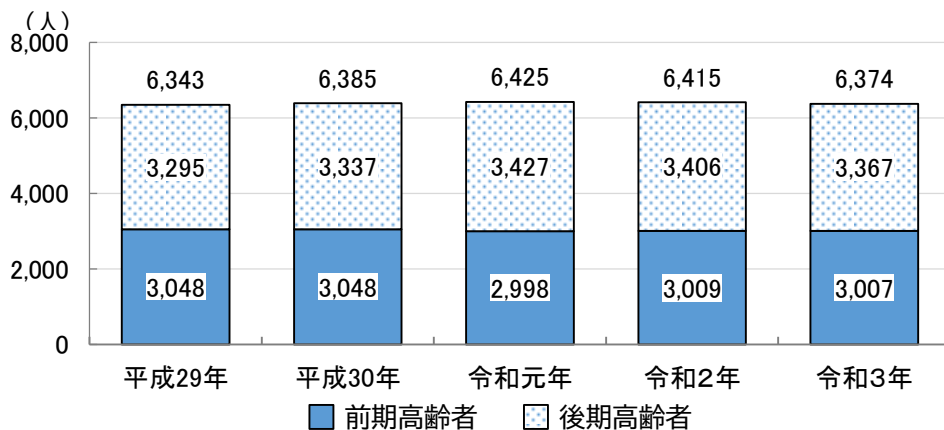
資料：国勢調査（各年10月1日）

3 高齢者・障がい者・子どもの状況

(1) 高齢者の推移

65～74歳の前期高齢者数と75歳以上の後期高齢者数をみると、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。前期高齢者数は減少が続いています。また、後期高齢者数は増加傾向でしたが令和元年以降減少に転じています。高齢者数も後期高齢者と同様に令和元年以降減少に転じています。

❖ 高齢者数の推移



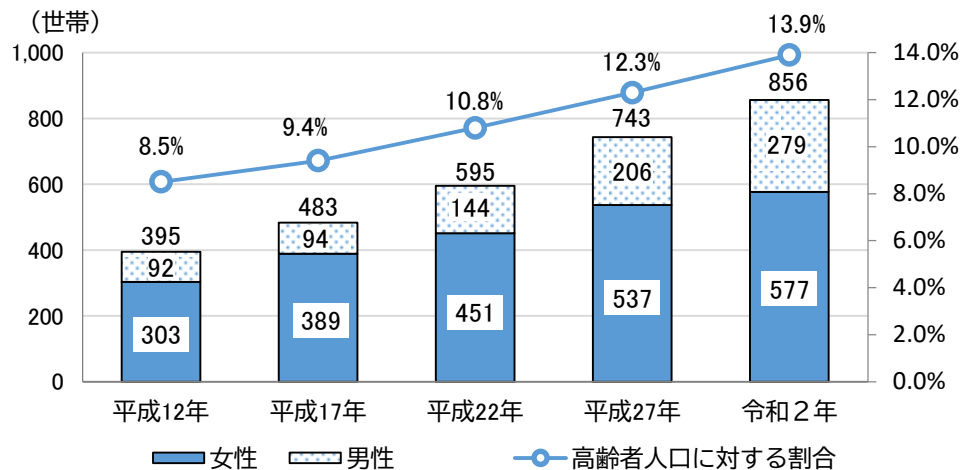
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）の状況

本町の高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は増加傾向にあり、令和2年で856人となり、高齢者人口の13.9%を占めています。

男女別の内訳では、男性279人に対して、女性が577人と女性が男性の約2.1倍となっています。

❖ 高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）の推移



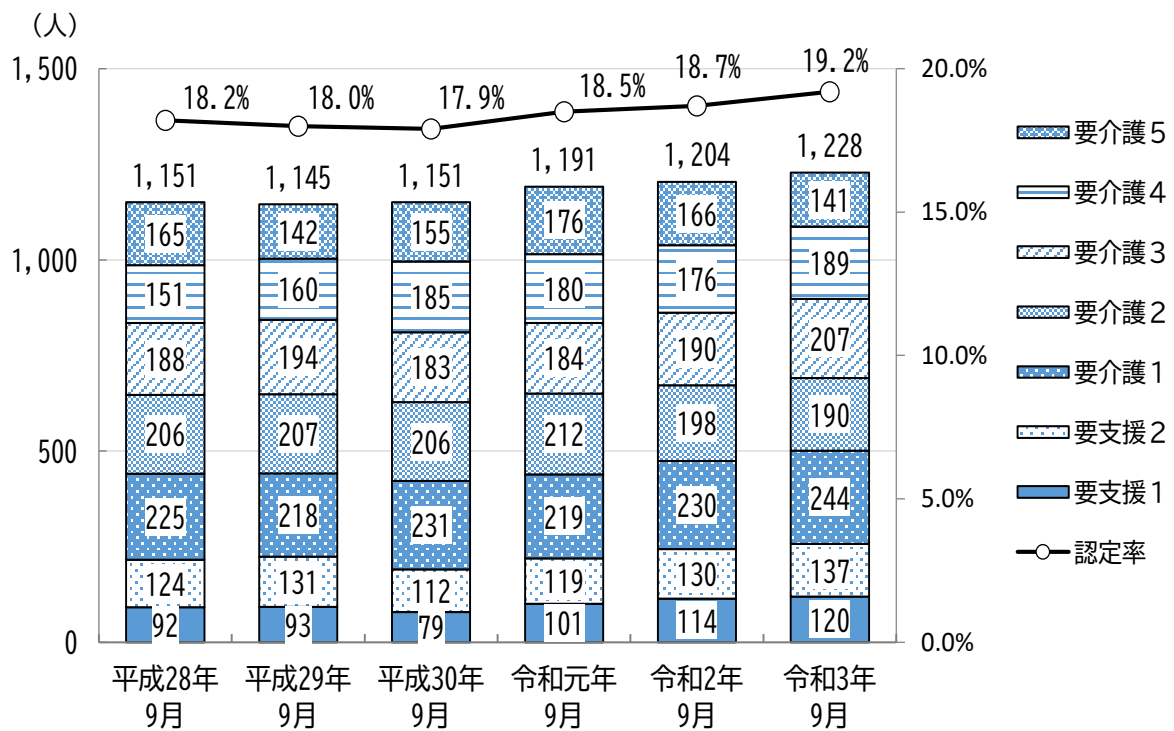
資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 要介護認定者の状況

本町における65歳以上の要介護認定者数の推移をみると、平成28年9月の1,151人から令和3年9月の1,228人と、77人増加しています。とくに要支援1・2では、平成28年9月の216人から令和3年9月の257人と、41人増加しています。

認定率の推移をみると、平成30年9月では17.9%と下がりましたが、その後はやや増加して令和3年9月では19.2%となっています。

❖ 要介護度別認定者数及び認定率の推移

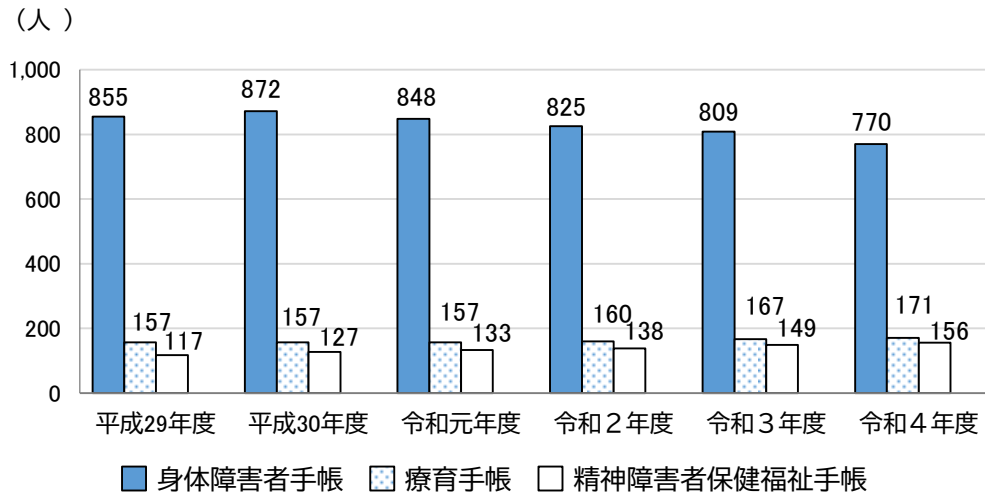


資料：「介護保険事業状況報告月報」

(4) 障がい者の状況

本町における障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度にかけて身体障害者手帳所持者数については約0.9倍と減少しています。療育手帳所持者数では約1.1倍と増加傾向であり、精神障害者保健福祉手帳所持者数については約1.3倍と増加傾向にあります。

❖ 障害者手帳所持者数の推移

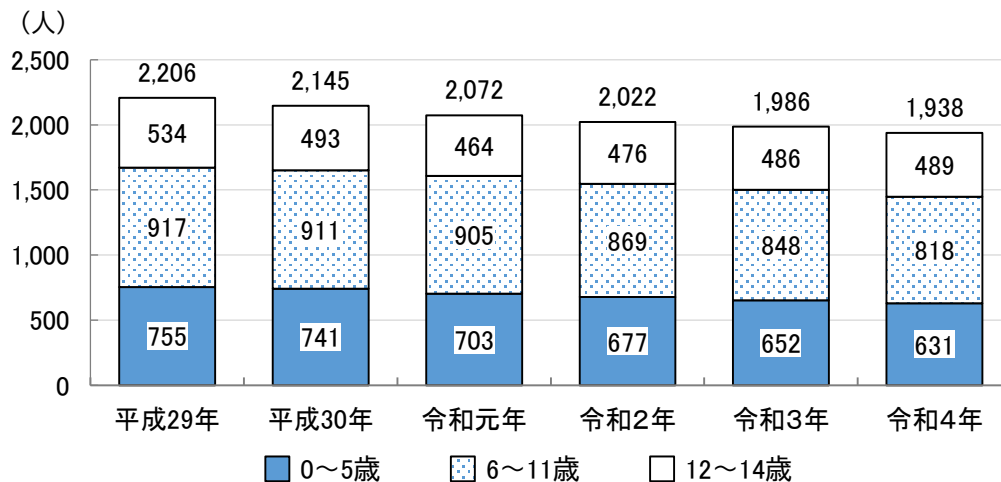


資料：中能登町資料（各年4月1日）

(5) 子どもの状況

年少人口の推移をみると、0～5歳、6～11歳、12～14歳すべて減少傾向にあります。年代が下がるほど減少傾向が大きくなり、特に減り幅が大きい0～5歳では平成29年から令和4年にかけて124人減少しています。

❖ 年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

第4章 第2次地域福祉計画の課題と評価

課題1 支援を必要とする住民への見守り体制

高齢者や障がい者等への見守り活動は、民生委員・児童委員が中心となって一人暮らし高齢者を中心に取り組み、子どもの見守り活動は、地域住民やPTAが中心となって登下校時の取り組みを行いました。また、災害時における避難行動要支援者名簿の作成は、災害対策基本法の改正に合わせて名簿を作成し、随時更新を実施しており概ね達成できました。引き続き見守り活動の充実と支援を行うとともに、災害時における個別避難計画の作成に取り組みます。

課題2 困った時・不安な時の相談支援体制

課題であった相談窓口の一元的な運営は、庁舎の統合と課の再編により行政サービス庁舎の窓口で解消され、障がい者・高齢者・子育て世代の複合的事案や保健・福祉・医療の連携強化を図り、横断的支援体制の強化につながりました。引き続き相談内容に応じて、今後も課の枠や組織にとらわれず、他の関係機関との連携を図りながら、支援体制の強化に努めます。

課題3 地域福祉の担い手育成

社会福祉協議会はボランティアセンターの運営・活動支援に取り組んでいます。また、民生委員・児童委員の組織運営・活動支援を行っております。町は地域の福祉活動活性化の一環で17地区の地域福祉マップ作成の支援に取り組むことができました。核家族化・少子高齢化・近隣世帯間の希薄化が感じられる中、引き続き地域福祉の担い手育成に関わり、支援を行います。

課題4 コミュニティ機能の充実

コロナ禍による地域活動の参加者や地域の祭礼行事などが縮小している中、地域住民が集う施設の充実や高齢者の認知症予防の施策の推進、障がい者が集う手話サークルこぶし、手話サロンこじかのコミュニティ機能の充実、学童保育の改築（とりや放課後児童クラブ）など充実を図ることができました。今後も地域に即した居場所づくりの支援を行います。

課題5 地域福祉の推進機能の強化

中能登町社会福祉協議会の事務所移転に伴い、地域福祉の中核となる活動拠点の設置につながりました。今後も地域福祉の推進のため、各地区の地域福祉推進チームの活性化に、社会福祉協議会の協力を得ながら時代のニーズに沿った機能強化に努めます。

課題6 地域福祉活動拠点の整備

町内の地区集会所等を活用した、地域つながりサロンやいきいき百歳体操、出前講座等の取り組みを行ってきました。今後も地域福祉活動を推進するために、活動拠点の充実や住民主体の活動内容の支援、関係機関等を巻き込んだ福祉活動に努めます。

課題7 地域共生社会の実現

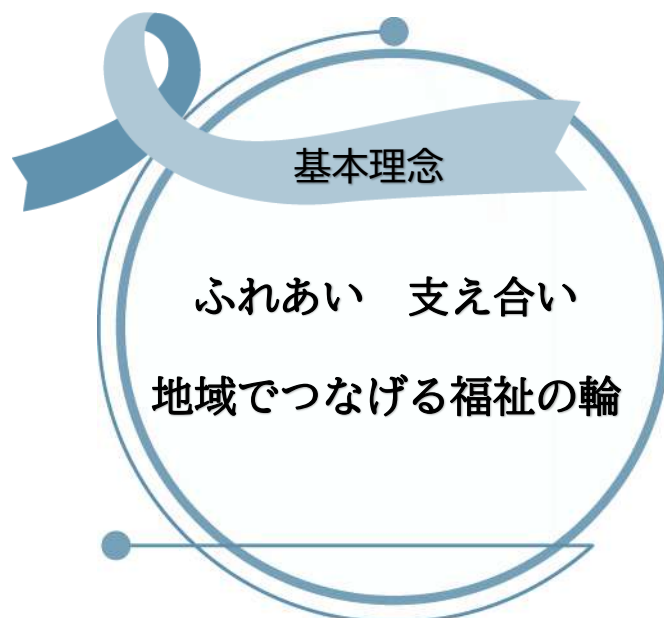
地域共生社会の実現に向けて、あらゆる福祉課題についてまると協議する「中能登町まると福祉支援協議会」を設置して、各福祉課題等の協議や成年後見制度を支援する中核機関の設置等の取り組みを行ってきました。引き続き行政はもとより、高齢者、障がい者、子ども、大人が各々の地域・社会で互いに役割分担を持って活躍できる地域づくりに向けて、環境整備・普及啓発に努めます。

第5章 第3次地域福祉計画の基本的な考え方

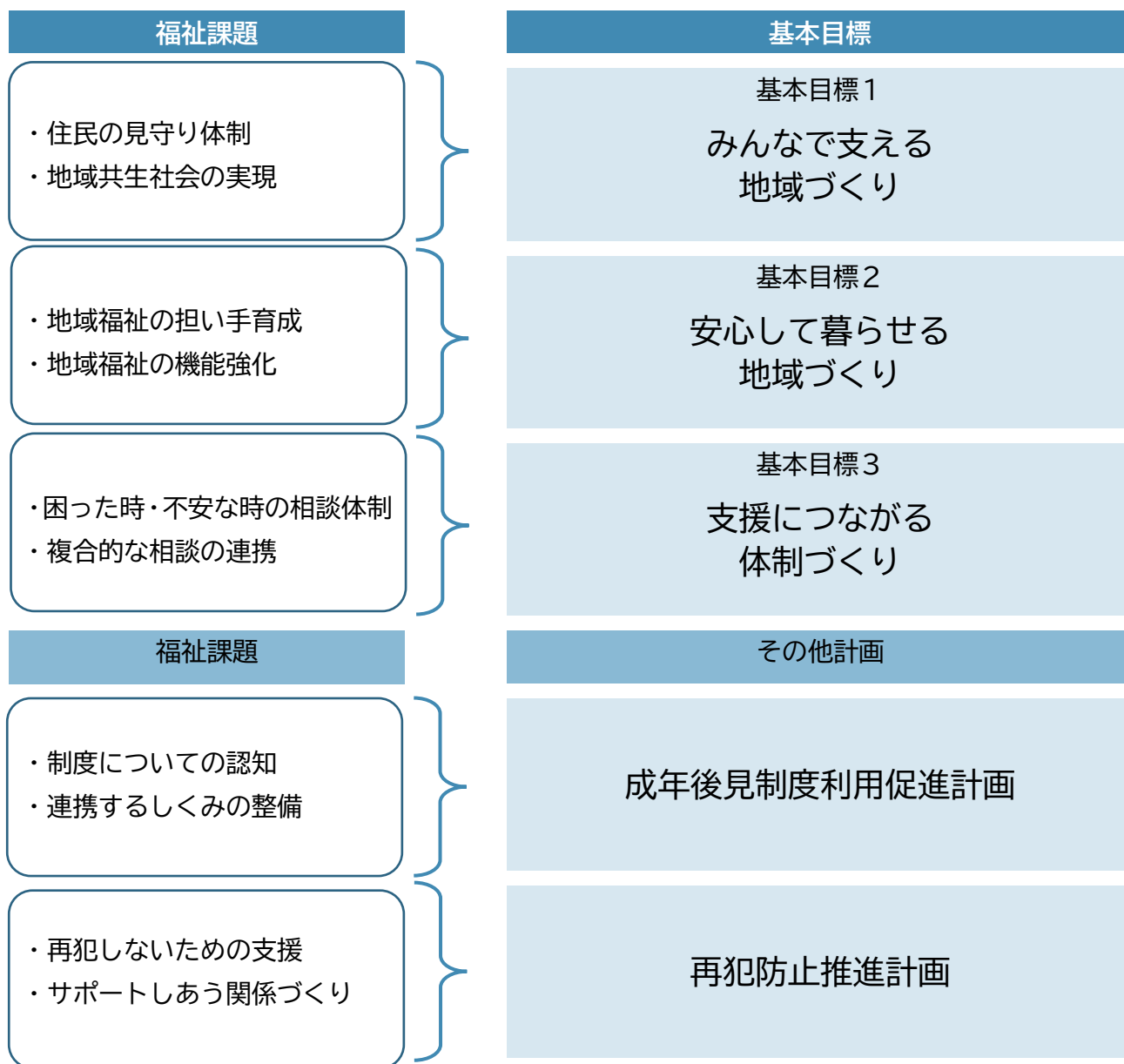
1 基本理念

「第2次中能登町総合計画」では、「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念として掲げ、また「第2期中能登町まち・ひと・しごと総合戦略中能登町人口ビジョン」においては、基本目標3「子育て環境づくり」、基本目標4「地域づくり」を目標に掲げ、住民・近隣・地区・関係団体・行政等が一体となったまちづくりを目指しています。

本計画においては、地域におけるふれあい、支え合いを通じて、地域福祉が地域でつながっていくことを目指した第2次計画の基本理念を踏襲し、「ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪」を継続します。



2 基本目標

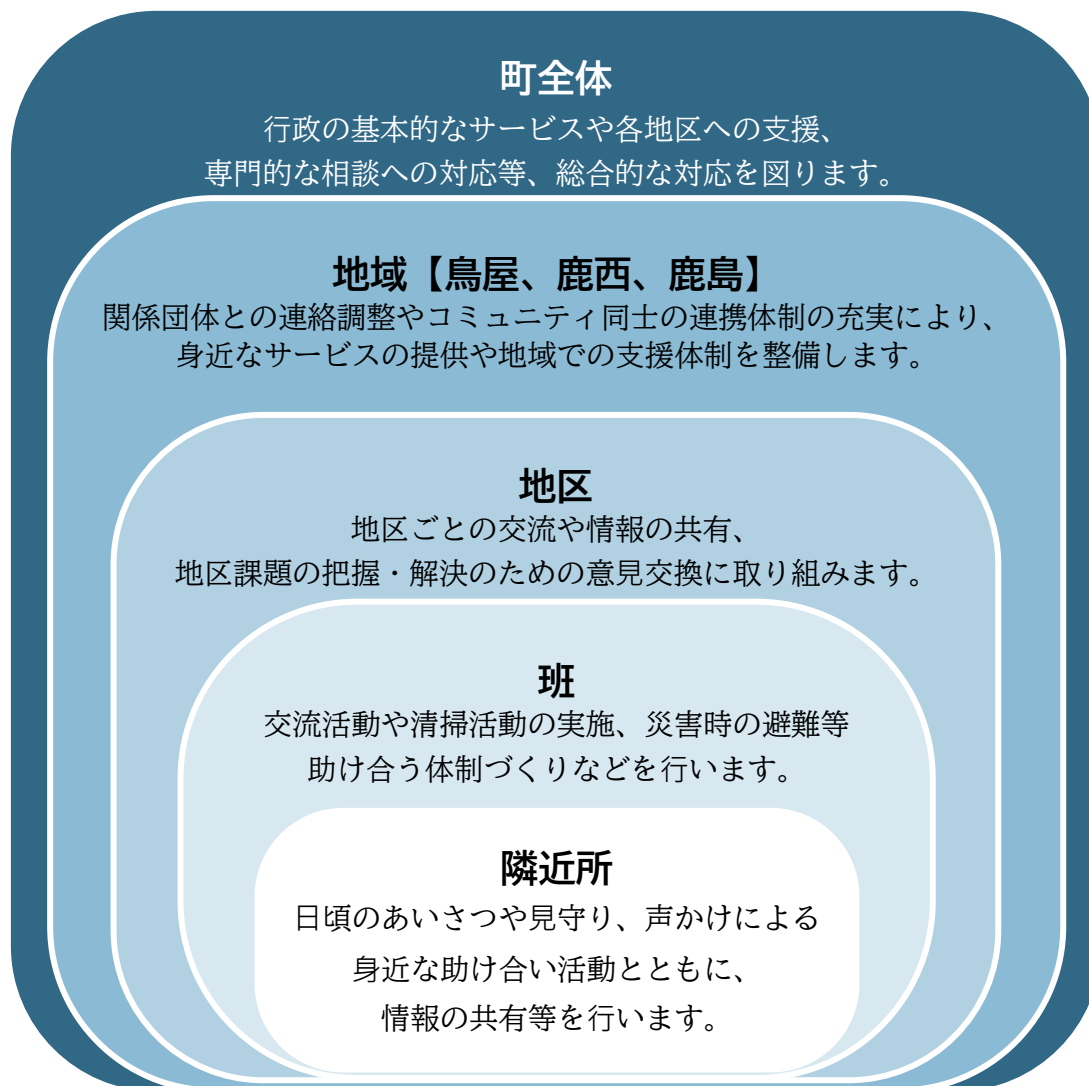


3 地域の範囲の考え方

地域福祉の効果的な推進のためには、町全体で取り組むこと、各地域で取り組むこと、住民の身近な地区で取り組むことなど、町全体や地区、班、隣近所などそれぞれの範囲に応じた体制を整備することが重要です。

そのため、本計画では5層からなる地域の範囲を設定して取り組みを推進していきます。

❖ 中能登町における地域の考え方



4 施策の体系

基本理念

ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪

基本目標

基本施策

基本目標1

みんなで支える
地域づくり

- 1 地域でつながり、支え合おう
- 2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう
- 3 いざという時の助け合いの輪をつくろう
- 4 自分事と考え、支え合いの心を育もう

基本目標2

安心して暮らせる
地域づくり

- 1 包括的な相談体制を構築しよう
- 2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう
- 3 安心して暮らせる環境を整備しよう

基本目標3

支援につながる
体制づくり

- 1 みんなが気軽に参加できる活動を広めよう
- 2 地域を支える人材を育成しよう
- 3 連携・協働して取り組もう

第6章 施策の展開

基本目標1 みんなで支える地域づくり

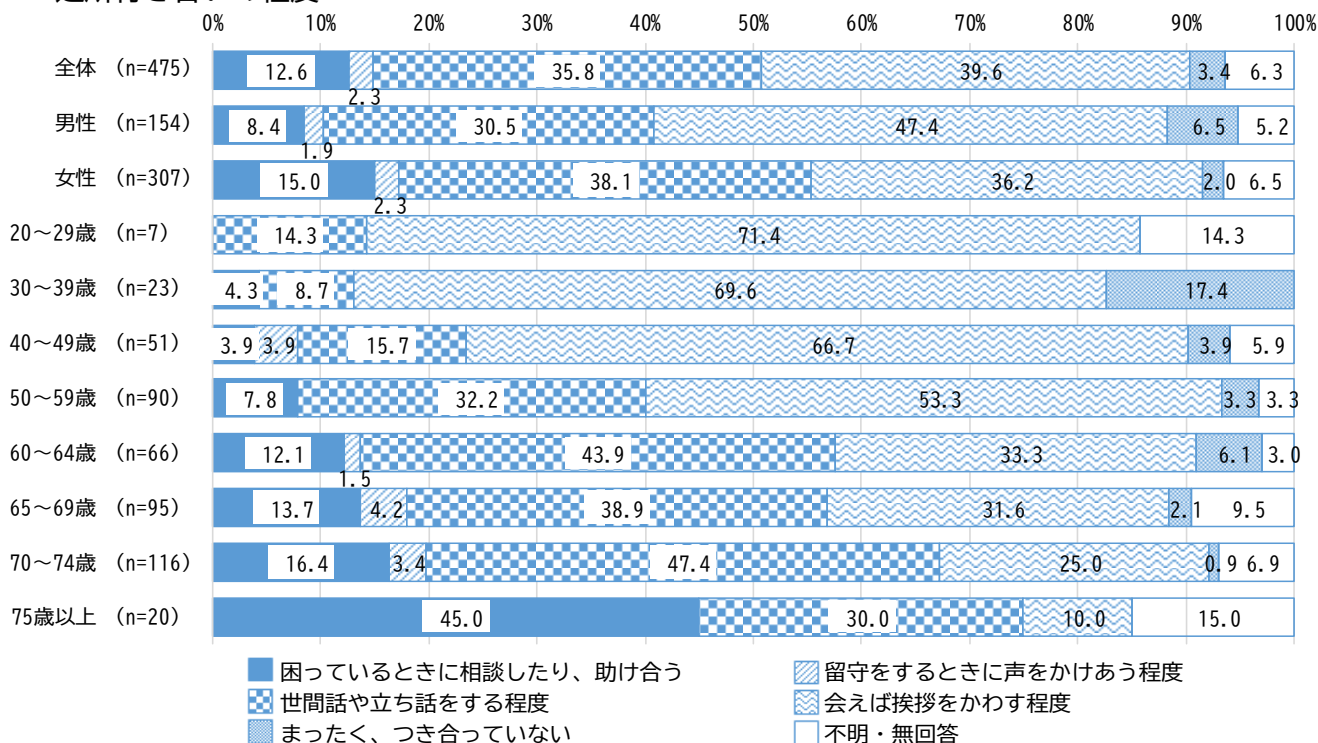
基本施策1 地域でつながり、支え合おう

現状と課題

地域のつながりが希薄化してきている状況が見受けられ、近所の人とのつき合い方について、会えば挨拶をかわす程度や世間話や立ち話をする程度の割合が多くなっています。年齢が上がるにつれて、困っているときに相談をしたり、助け合う割合が高く、つき合いが深い傾向はありますが、年代に関係なく、日頃からあいさつや声掛けによる関係づくりをはじめ、地域内でのつながりを深めるための取り組みが必要です。

また、見守り活動などそのつながりを活かした支え合いの関係をつくることが重要です。

❖ 近所付き合いの程度



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

➤ 時代の流れやコロナ禍によって地域のお祭りなどの行事がなくなり、近所の人との距離を感じるため、時代にあった付き合い方を考えていく必要があります



➤ 外出することが減って、相談する機会が少なくなった
➤ コロナ禍でのご近所や親戚付き合いが、しづらくなつたと感じる

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 普段から近所の人とのつき合いを大切にし、挨拶を交わしたり近況をしゃべったりできる関係をつくりましょう
- 困っている人がいたら、相手のペースで話を聞きましょう
- 子どもや高齢者のみの世帯の見守りを地域ぐるみで行いましょう
- いい意味でのおせっかいを大切にし、地域での関わりを深めましょう

行政の取り組み



住民同士の関係づくりを促進するとともに、地域における見守り活動を支援します。日常的な声かけ、見守りを通じて、支援の必要な人を発見し、支援につなげることのできる体制づくりに取り組みます。

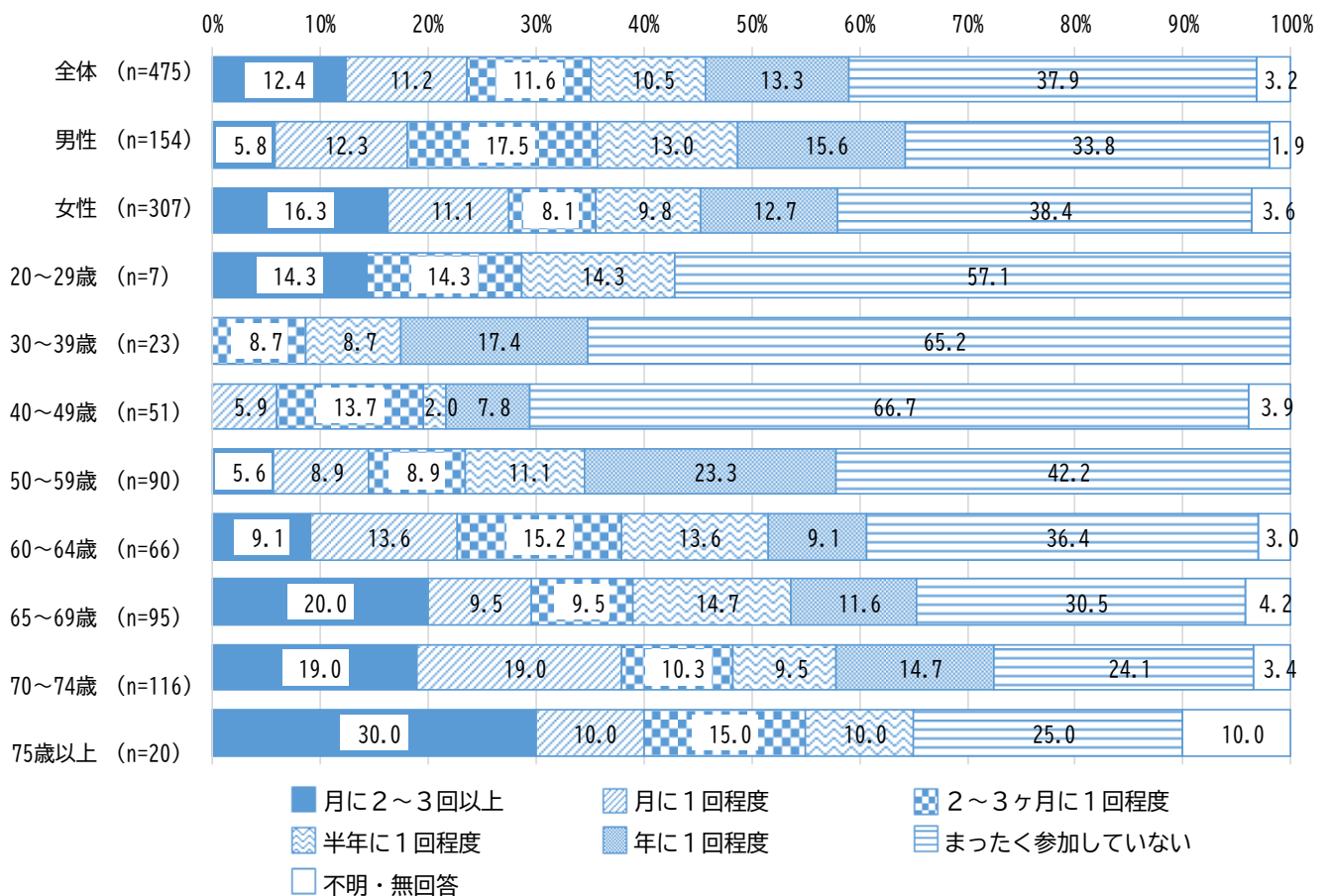
	取り組み	内容	担当課
1	声かけ・あいさつ運動の推進	地域内の関係づくりを目的に、住民同士の声かけ、あいさつ運動を促進します。	全 庁
2	地域での見守り活動の推進	民生委員・児童委員による生活相談や見守りによるひとり暮らし等の訪問活動など地域における活動を支援します。	長寿福祉課 社会福祉協議会
3	支援の必要な人の早期発見・早期対応	地域住民や関係機関との連携のもと、虐待を受けている子ども・高齢者・障がいのある人、認知症の疑いのある人、DVなどの早期発見・早期対応に向けて、日常的な見守り活動に取り組みます。また、認知症で行方不明の恐れがある高齢者等が安心して地域で暮らしていけるよう、高齢者等安心ネットワーク事業の普及啓発や体制整備を推進していきます。	長寿福祉課 健康保険課 学校教育課 社会福祉協議会
4	児童虐待に関する知識・対応の強化	知識を持った職員が、速やかに対応できるよう、長期に携われる職員の配置を目指して、引き続き見守りを継続していきます。	健康保険課 学校教育課
5	孤立を防ぐための活動の推進	高齢者などの孤独・孤立や虐待案件があった場合は、速やかに現状確認や支援者会議などを行い適切な対応や支援に努めます。 ウィズコロナを見据えながら、地域で様々な支援を必要とする人を把握し、きめ細かな支え合い活動を行うネットワークのあり方について、行政や社会福祉協議会、地域住民が継続的に議論していく場を設けます。	長寿福祉課 健康保険課 学校教育課 社会福祉協議会

基本施策2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう

現状と課題

住民同士のコミュニティの場として、20代から40代の年齢層が地域活動（区、町内会・自治会、老人会、こども会、サークル活動等）にまったく参加していない割合が高くなっています。今後、地域で孤立する人が出ないように、日頃から気軽に集まれ、すべての年代の人が居場所として感じられるような場所や機会づくりが必要です

❖ 地域活動への参加頻度



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

➤ 少しの時間だけの参加でも良いので、地域の人に顔を見せてもらうための方法の一つとして、地域の清掃作業や草むしり・花の手入れなどの屋外活動などは効果的だと思います



➤ 地区主催の行事がコロナ禍で、少なくなっている
 ➤ サークル活動を休止している
 ➤ 同年代の人の参加者が少ないので、地域活動に気軽に集まりづらい

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 近所の人と誘い合って、地域の行事やイベントに参加しましょう
- 世代を超えて楽しみでつながる関係をつくりましょう
- 地域の通いの場に出かけて交流しましょう
- 地域で高齢者や障がいのある人、子ども等の居場所づくりに取り組みましょう

行政の取り組み



地域で行われているサロン活動や行事、お祭りなど地域コミュニティの場への参加を促進するとともに、イベントの開催や自主活動への支援により、集いの場や居場所づくりを進めます。また、地域福祉推進の拠点となる場の周知など、住民が主体となって取り組めるしくみづくりに努めます。

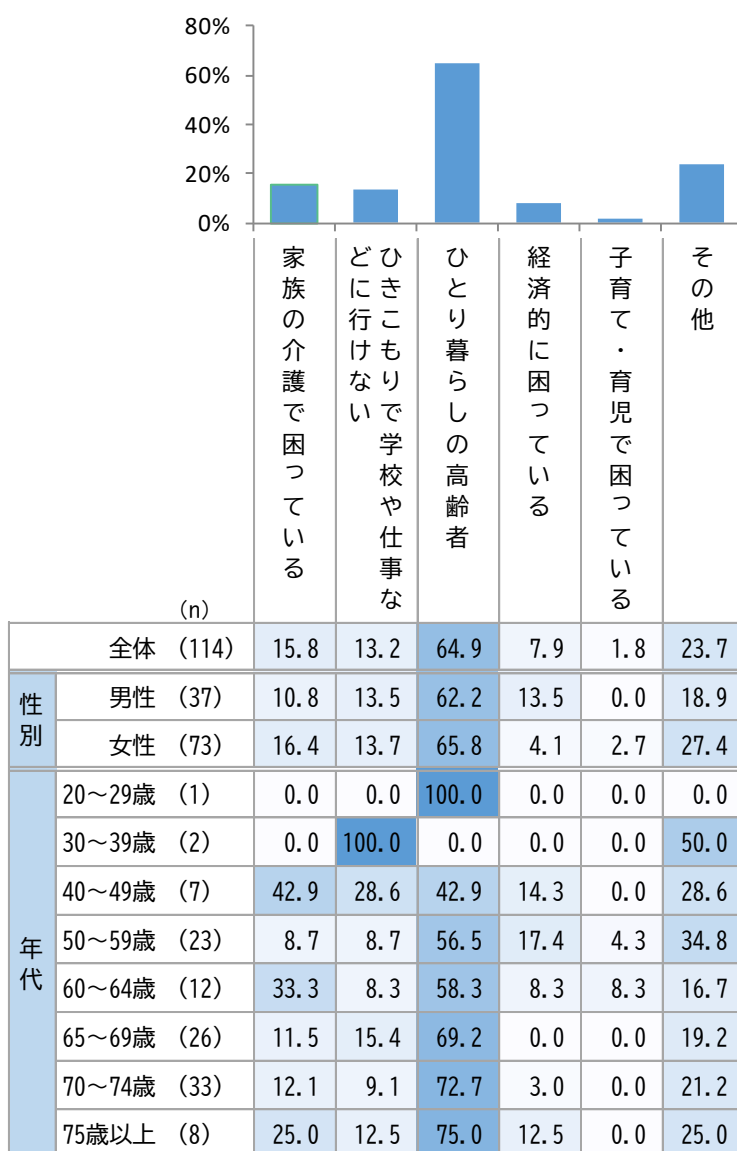
	取り組み	内容	担当課
1	住民同士の話し合いの場づくり	地域の課題や地域福祉に関することについて話し合える機会づくりを促進し、住民自らが課題の解決に取り組むためのしくみづくりや支援に取り組みます。	長寿福祉課 社会福祉協議会
2	地域行事等を通じた住民交流の促進	地域において運動会やお祭りなどの行事を通じた交流を促進するとともに、新たなイベント開催の交流を通して、ふれあいの場づくりに努めます。	企画課 生涯学習課
3	世代間交流の促進	高齢者の知恵や技能を活かした交流や、地域の伝統文化・歴史に触れる活動を支援します。保育園や高齢者福祉施設、公民館などを活用した交流や行事、教室等を通じて、世代間交流を促進します。	企画課 生涯学習課 健康保険課 社会福祉協議会
4	多様な主体による交流活動の充実	高齢者や障がいのある人が気軽に集える地域の通いの場や、子ども会や老人クラブなどの活動、子育て、健康づくりに関する教室など、地域において気軽に参加できる活動への参加促進、魅力ある自主活動を支援します。	長寿福祉課 生涯学習課 健康保険課 学校教育課
5	地域施設の利用促進	既存施設を活用した地域の活動拠点づくりや交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。公共施設等が、地域住民が気軽に立ち寄れる施設になるよう支援を行います。	長寿福祉課 社会福祉協議会

基本施策3 いざという時の助け合いの輪をつくろう

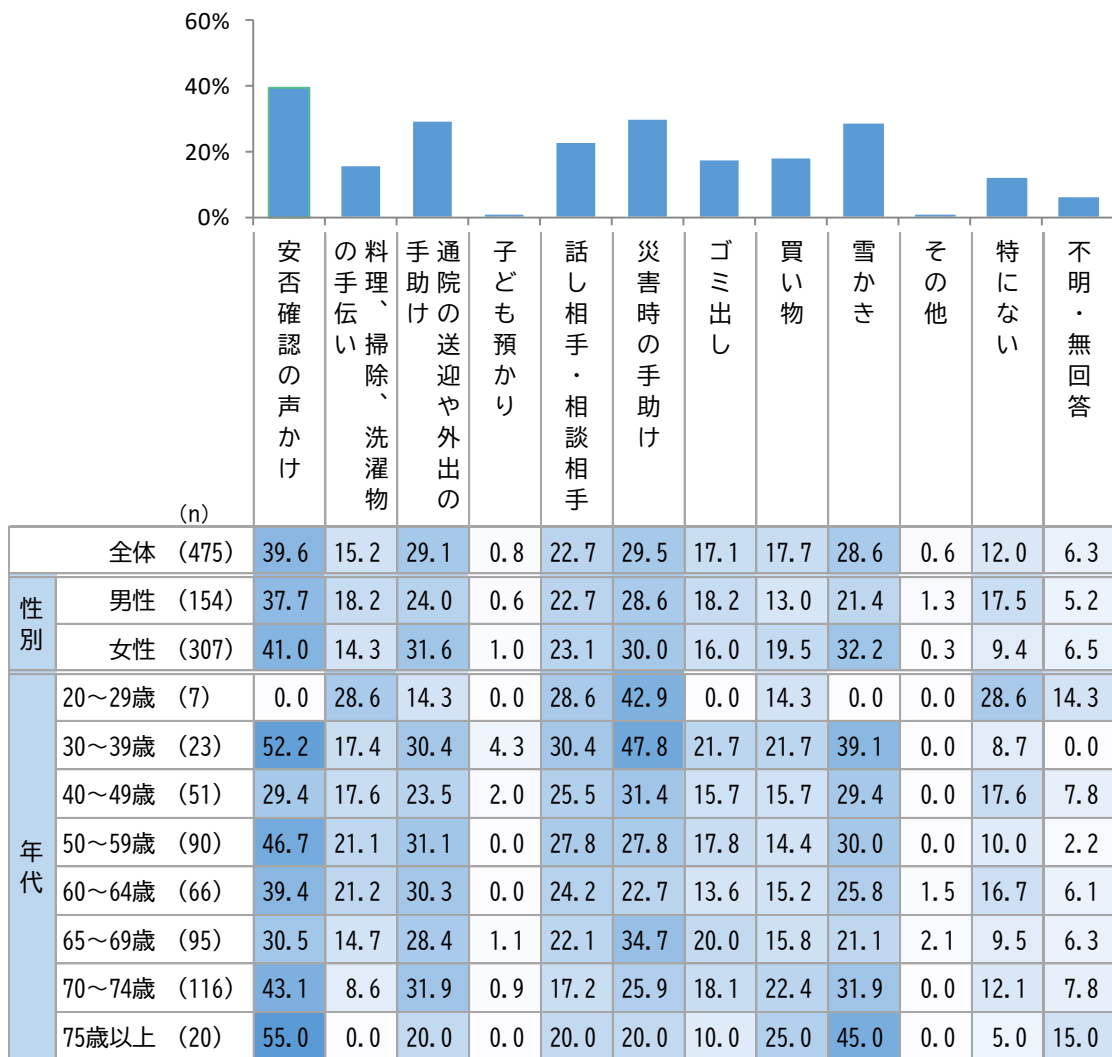
現状と課題

地域で気にかかる人については、各年代ひとり暮らし高齢者でしたが30～49歳ではひきこもりで学校や仕事などに行けない、家族の介護で困っている割合が高い結果でした。また、日常生活が不自由になったとき、地域の人たちに求めることでは、安否確認の声かけや災害時の手助けの割合が高く、緊急時の対応、体制に不安を抱える人は多くなっており、いざという時の避難行動等の認識の共有を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者など助けを必要とする人への支援体制を確立することが重要となっています。

❖ 地域で気にかかる方はどんな方か



❖ 日常生活が不自由になったとき、地域の人たちに求めること



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 先進事例などを情報収集して、モデル地区のような組織づくりをしてみると良いと思います
- いざという時を想定し、災害時などにおいて、町内会や地区の間で協力連携体制を検討しては、どうでしょうか



- 一人暮らしなので、買い物支援をして欲しいです
- ご近所付き合いが希薄化しつつあるため、いざ災害の時に声掛けしてもらえるのだろうか、不安です
- 高齢者世帯で、冬に家から道路に出るまでの雪かきが大変です
- 身体が動かなくなった時や一人暮らしになった時の対応をどうすればいいのか、支えになるようなシステムがあれば将来の不安を少しは解消できるかと思っています

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 防災訓練などを通じて避難ルートや避難場所の確認をしましょう
- 災害時に支援が必要な人について、個人情報に配慮しながら、地域の中で情報を共有しましょう
- 地域の防犯活動・交通安全活動に参加しましょう

行政の取り組み



学校や警察等と連携し、防災・防犯・交通安全意識の高揚に努めます。身近な地域での見守りによる災害への備えを進めるとともに、避難行動要支援者名簿の活用による要配慮者への支援体制の整備、さまざまな手段での災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

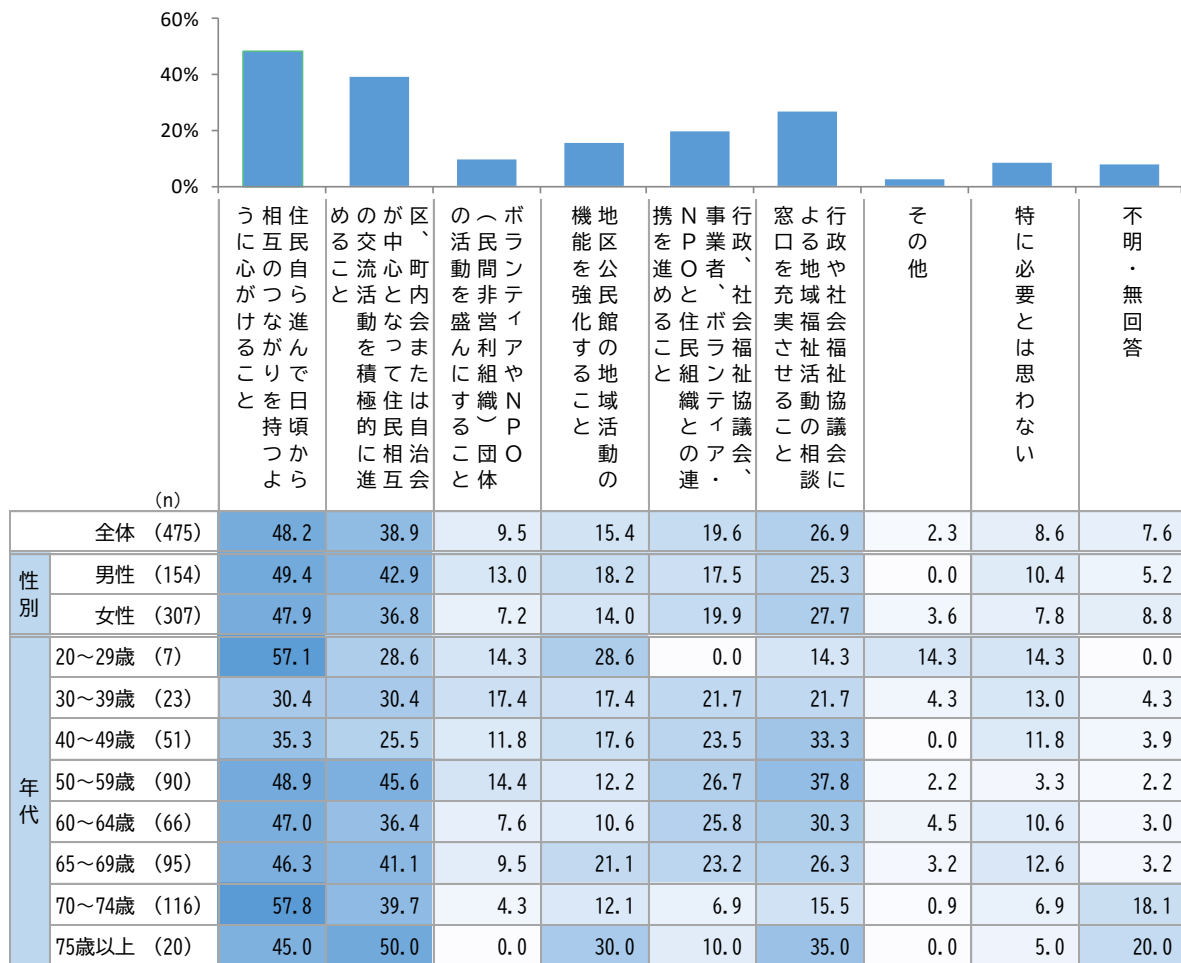
	取り組み	内容	担当課
1	防災意識の高揚	災害発生時における避難行動や各家庭における備えの指針、ハザードマップの配布、避難訓練の実施により、防災に関する知識の普及や日頃からの防災対策の啓発を進めます。	全 庁
2	地域防災力の向上	自主防災組織の設立に向けた啓発を行うとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に努めます。また、防災資機材の整備や地区防災マップの作成、地域防災訓練の定期的な実施等により、地域の防災力の向上を図ります。	総務課 土木建設課 農林課
3	防災ネットワークの構築	関係機関・団体との連携により防災ネットワークを構築するとともに、インターネットやSNSを活用した情報伝達体制の強化に努めます。また、避難行動要支援者名簿の更新等により要配慮者の支援に努めます。	総務課 長寿福祉課 健康保険課 社会福祉協議会
4	交通安全・防犯意識の高揚	街頭指導や交通安全教室など多様な機会を活用し、交通安全意識について啓発します。また、高齢者などを狙う悪質商法や子ども・女性が巻き込まれる事件などを防ぐため、警察や交通防犯推進隊、消費者相談等と連携し、啓発や相談の充実に努めます。	総務課 企画課 長寿福祉課 健康保険課
5	地域防犯体制の充実	防犯パトロールなど見守り体制の強化、子ども見守り隊の活動を推進し、関係機関との連携による交通安全・防犯活動を展開します。	総務課 学校教育課 長寿福祉課

基本施策4 自分事と考え、支え合いの心を育もう

現状と課題

人口減少が進む中、これまで以上に住民誰もが担い手意識を持ち、地域福祉活動を進めることが必要です。福祉について自分事と考え、地域に関心を持って地域福祉に関わる人を増やすために、それぞれの年代に対する福祉教育・情報発信による意識啓発が重要となっています。

❖ 地域の支え合いで、特に必要だと思うこと



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 認知症など徘徊の危険性がある人の発見に有効な手段として、QR（二次元）コード付きの安心見守りシールの存在をもっと多くの人に知っていただけるように普及活動をして欲しいです
- 相談窓口の充実と各課の連携を図ってほしい



- アンケート調査で少し、福祉の取り組み内容、活動が分かりましたが、それだけ知られていないのではないかと思います
- 福祉や地域活動には地区の見識の差があるのではないのでしょうか

取り組み

住民・地域の取り組み

行政の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 研修会や講座に参加して、地域福祉に関する理解を深めましょう
- 近所の人と誘い合って、地域の行事などに参加し、地域に関心を持ちましょう
- 学習や交流を通して、障がいのある人や認知症の人への理解を深め、誰もが互いに認め合える地域をつくりましょう



子どもの頃からの福祉教育、幅広い世代に向けた講座の実施などを通して、福祉の意識を育み、より興味を持ってもらえるよう幅広い情報発信により普及・啓発に取り組めます。

	取り組み	内容	担当課
1	福祉意識の向上	生涯学習活動として、地域福祉に関する講座を充実させます。また、若い人も地域づくりに参加できるように、ワークショップや参加型講演会などを実施し、住民がより主体的に参加できる機会の充実に努めます。	長寿福祉課 生涯学習課
2	啓発活動の充実	広報紙やパンフレット、ホームページ、SNS、LINEなどさまざまな方法で地域福祉に関する情報発信を行い、周知・啓発に努めます。	長寿福祉課 情報推進課
3	福祉教育の推進	家庭、地域、学校、福祉関係者が協力し、学校授業における総合学習の時間やPTA活動などを活用し、手話教室、職場体験、高齢者との交流等を実施し、福祉教育を推進します。	長寿福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
4	認知症・障がいに対する理解の促進	認知症に関する正しい理解を普及し、地域ぐるみで見守ることができるよう、認知症の理解に関する普及啓発に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、認知症サポーターボランティアの活躍の場の拡大を図ります。障がい者週間や福祉のつどい等を町の広報やケーブルテレビを活用し、認知症や障がいに関する福祉への理解や協力を呼びかけます。	長寿福祉課 社会福祉協議会
5	健康・医療体制の充実	住民が適切な生活習慣を実践し、健康寿命延伸につなげることができるよう、医療機関や関係機関との連携強化により取り組めます。また、地域の医療と介護の専門職を中心とした多職種間（あじさい会）との連携や、住民の理解を深める活動（出前講座、医療資源マップ作りなど）を実施し在宅療養の体制を整えていきます。	長寿福祉課 健康保険課

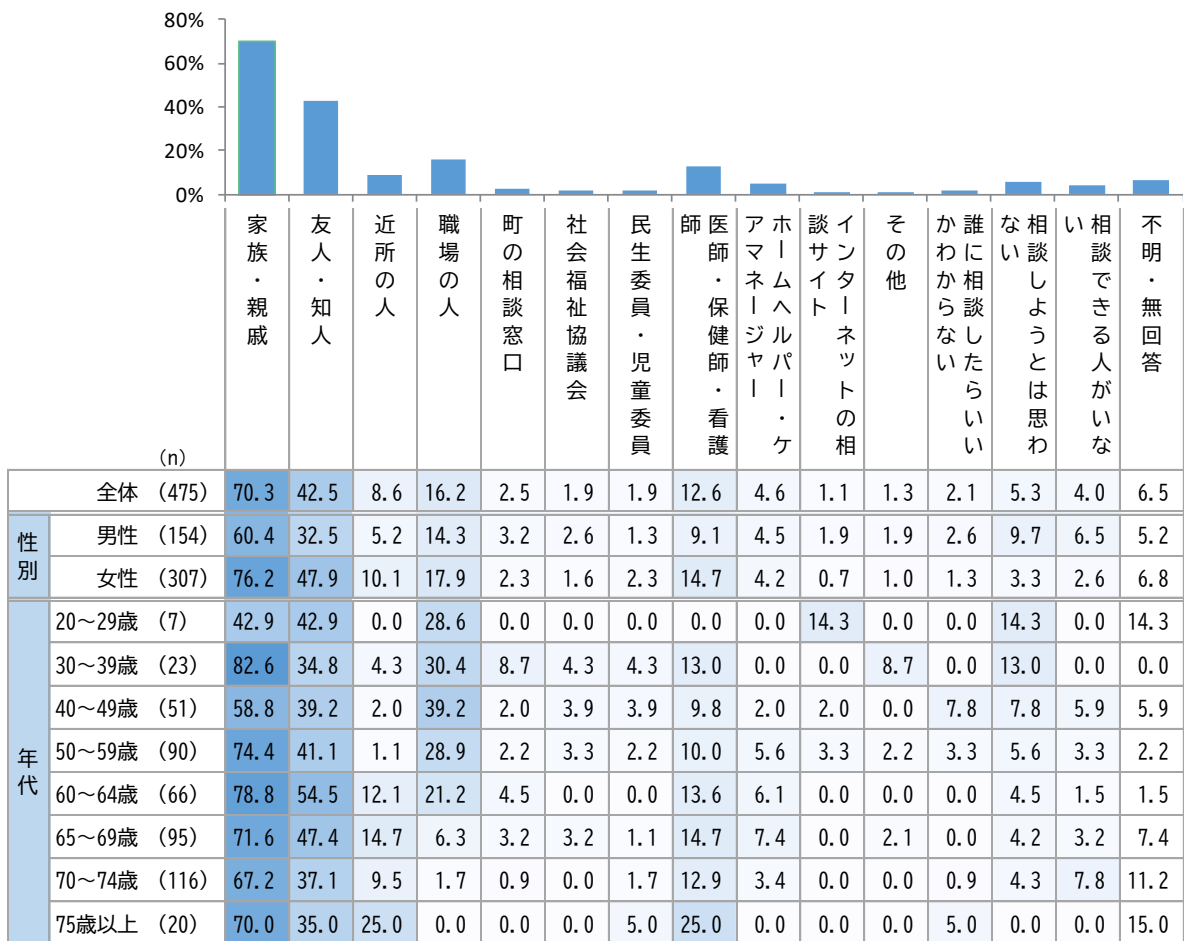
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 包括的な相談体制を構築しよう

現状と課題

悩みや不安についての相談先では家族や友人が大半を占めており、複合的な生活課題や制度運用の狭間の問題など、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、全ての分野を超えた包括的な相談体制の整備が求められます。困りごとを抱え込み、支援につながらない人が出ないように、気軽に相談できる相手や窓口の充実、相談方法等の周知が必要です。

❖ 悩みや不安についての相談先



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 相談窓口の人（相談を受ける側の人）のフォローを強化するようなサポート教育体制を設け、その場で解決しなかった問題に対して適切な相談先へつなげられるように検討してほしいと思います



- 若い母親が子育てに悩み、家庭環境の変化に悩んだ末に虐待にならないような、誰もが集える施設（カフェ）が欲しいです
- 行政の、どの窓口で相談すればよいか分かりづらいです

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 民生委員・児童委員や地区の人など相談しやすい人に相談しましょう
- 身近な地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげましょう（共有や地域ぐるみでの体制）
- 困ったことがあった時にすぐに相談できるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう

行政の取り組み



気軽に相談できるよう、身近な相談体制の充実や相談窓口の周知を行います。また、庁内での横断的な支援体制の構築に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援につながるよう包括的な相談支援体制の整備を図ります。

	取り組み	内容	担当課
1	身近な相談体制の充実	プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において、民生委員・児童委員等による身近な相談を推進します。また、地域の集いの場や子育てグループなど、住民同士で関わりながら相談できる体制づくりを促進します。	長寿福祉課 健康保険課 社会福祉協議会
2	相談窓口等の情報提供	子育て支援室や高齢者支援センターなど包括的な相談窓口の周知を図ります。	長寿福祉課 健康保険課
3	総合的な相談体制づくり	複合的な課題に対応するため、庁内での連携を強化するとともに、適切な支援につなげます。社会福祉協議会や相談支援事業所の相談窓口と連携し、包括的に支援する体制づくりに取り組みます。	総務課 長寿福祉課 健康保険課 学校教育課 社会福祉協議会
4	専門的な相談の実施	心のケア専門家等による対面式の個別相談を実施し、自殺予防対策に取り組みます。また、ひきこもり・不登校や虐待・DV等のさまざまな相談に専門の相談員が応じます。	総務課 長寿福祉課 健康保険課 学校教育課 社会福祉協議会
5	生活困窮者等への支援	地域のさまざまな機関と連携し、生活困窮者を早期に発見するとともに、相談支援や就労等への支援を行います。また、子どもの貧困やヤングケアラーの発見及び支援につなげる取り組みを進めます。	長寿福祉課 健康保険課 学校教育課

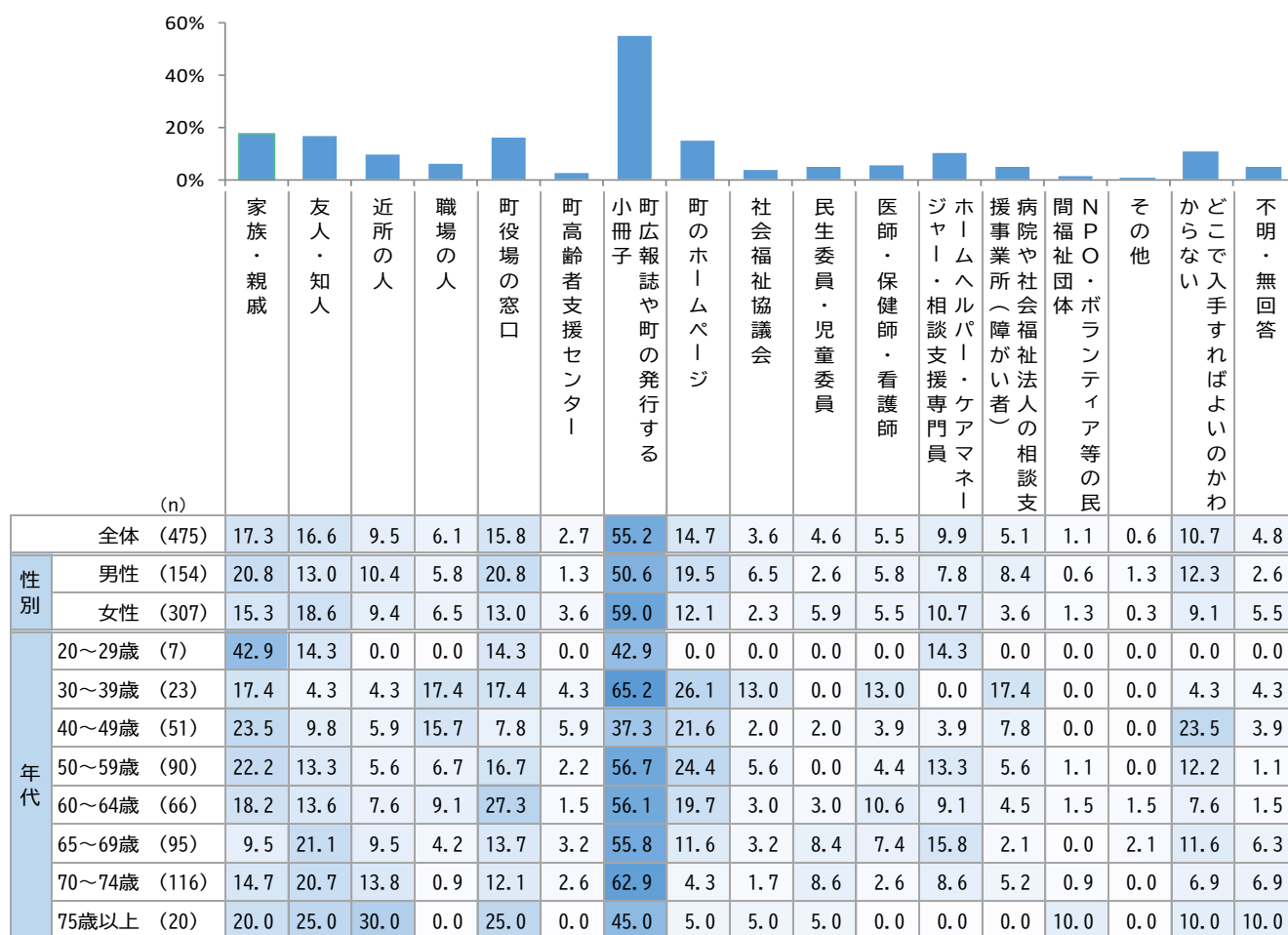
基本施策2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう

現状と課題

町の福祉サービスや制度に関する情報の入手先について、町広報誌や町の発行する小冊子の割合が多く、年齢が上がるにつれて、家族・親戚から近所の人割合が多くなっています。

支援や福祉サービスについての情報が支援を必要とする人へ届かず、支援につながっていない可能性もあり、必要な人が必要な情報を得られるよう、さまざまな方法での情報発信が求められます。また、適切な福祉サービスの利用につながるよう、サービスの充実や利用への支援が必要です。

❖ 福祉サービスや制度に関する情報の入手先



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 中能登町は福祉サービスの充実をアピールできることが多いと思いますので、定期的なお知らせを多くの人にも発信できるようなSNSの活用を期待します



- 福祉サービスの利用申し込み方法などが分からず自宅にいる人がいる
- 広報誌だけでなくSNSで情報提供があればいいと思います

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 行政や事業所の相談窓口を有効的に活用しましょう
- SNS等インターネットを活用して地域情報を発信しましょう
- 福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有しましょう

行政の取り組み



福祉サービスの適切な提供体制を強化するため、ニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるとともに、事業者等と連携し、利用のための相談支援に取り組みます。また、さまざまな方法による情報提供体制の充実に努めます。

	取り組み	内容	担当課
1	福祉サービスの充実	地域住民が安心して生活できるよう、住民のニーズを把握するとともに、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスを推進し、充実に努めます。	長寿福祉課 健康保険課
2	生活を支える地域資源の充実	福祉サービスの向上には、行政はもとより福祉事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となるため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進める。	長寿福祉課 社会福祉協議会
3	情報提供の充実	広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報提供の充実に努めるとともに、高齢者が集う場所などにおける福祉情報の提供に努めます。	長寿福祉課 健康保険課 情報推進課
4	権利擁護体制の充実	認知症高齢者や障がい者等、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、周知及び定着を図ります。	社会福祉協議会

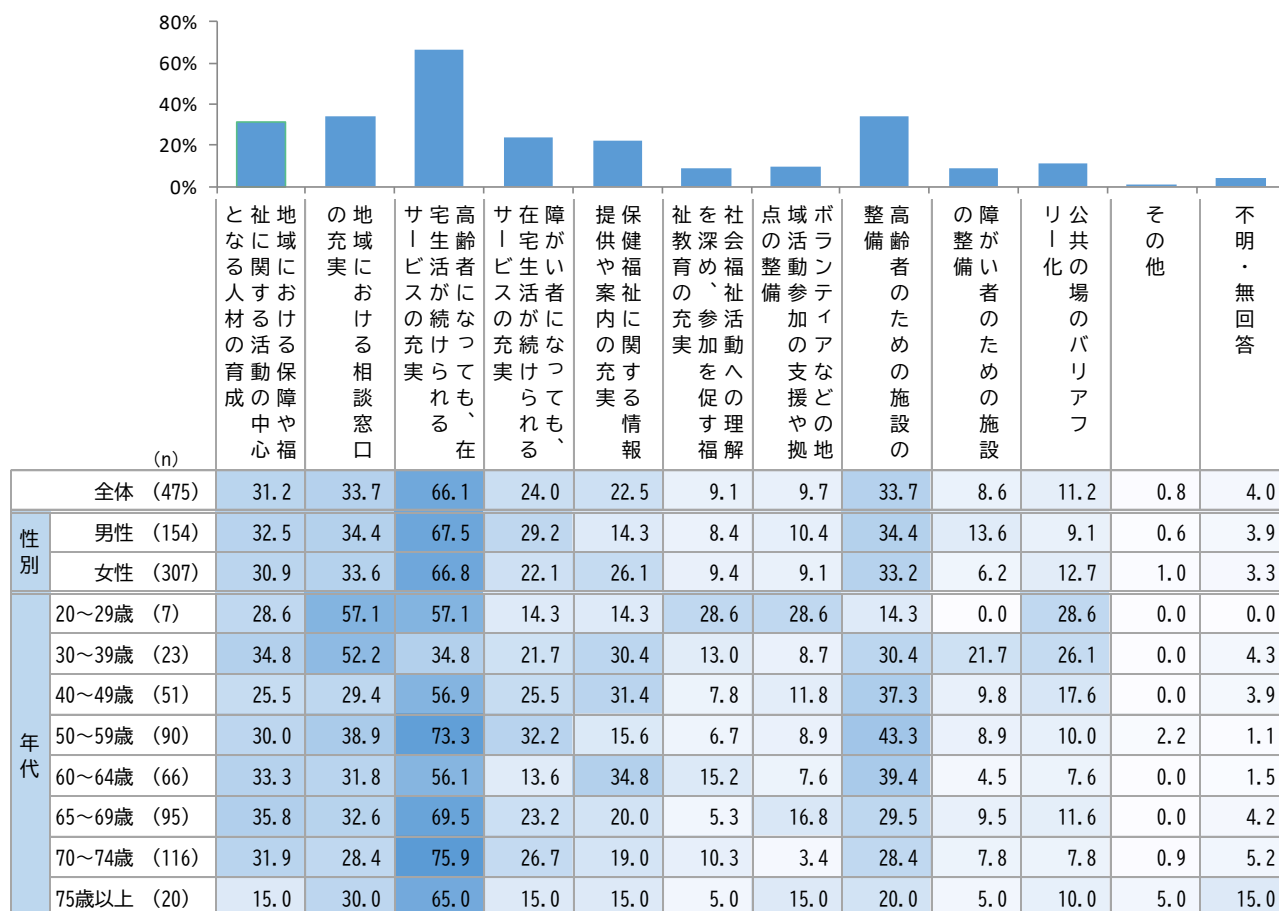
基本施策3 安心して暮らせる環境を整備しよう

現状と課題

町全体で地域福祉を進めるために、重点的に取り組むのが良いと思うものについて、高齢者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実の割合が多く、若い世代では、地域における相談窓口の充実の割合が多くなっています。

誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるよう、サービスや窓口の充実はもちろん、施設等ハード面の整備を進めるとともに、それぞれの人に配慮した支援、地域の相互理解が必要です。

❖ 町全体で地域福祉を進めるために、重点的に取り組むべきこと



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

➤ 家族による送り迎えができないなど、自身で外出できない高齢者が
増えているので、送迎バスなど移動支援を強化して欲しいです



➤ 運転免許証返納後の通院や買い物が不安です
➤ 高齢者のための施設整備が必要だと思います

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- バリアフリー等が未整備の場所や施設では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行きましょう
- 地域で暮らすさまざまな人と交流し、相互理解を深め、心のバリアフリーを進めましょう
- 自分が知っている情報を地域の中で共有しましょう

行政の取り組み



高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人が利用しやすい施設等の整備を進めるとともに、地域で生活する上で困難を抱える人への支援として、移動支援や住宅支援、再犯防止の支援を行います。

	取り組み	内容	担当課
1	施設環境の整備	誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設の改修を推進します。	総務課 企画課 学校教育課 生涯学習課
2	施設の有効活用と連携	町有施設・地区集会所の有効活用を進めるとともに、地区間の連携や交流の拠点として活用します。	長寿福祉課 健康保険課 社会福祉協議会
3	移動手手段の確保	デマンドタクシーやおりひめバス(中能登町コミュニティバス)の快適かつ効果的な運行により、利便性の向上を図るとともに、高齢者などの交通弱者の移動が困難な人に向けた取り組みを進めます。	企画課 長寿福祉課
4	住宅等の支援	生活困窮者や高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、住まい・日常生活の支援を必要としている人に対して、住宅の確保や関係機関との調整を行います。	長寿福祉課 健康保険課 土木建設課
5	就労への支援	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの就労に困難を抱えている人について、ハローワーク等関係機関との連携により就労支援を行います。	長寿福祉課 健康保険課
6	再犯防止の推進	七尾鹿島保護区保護司会の普及啓発活動などを通して、更生保護への理解促進と再犯防止に取り組めます。また、就労支援等社会復帰に向けた支援に努めます。	総務課 長寿福祉課

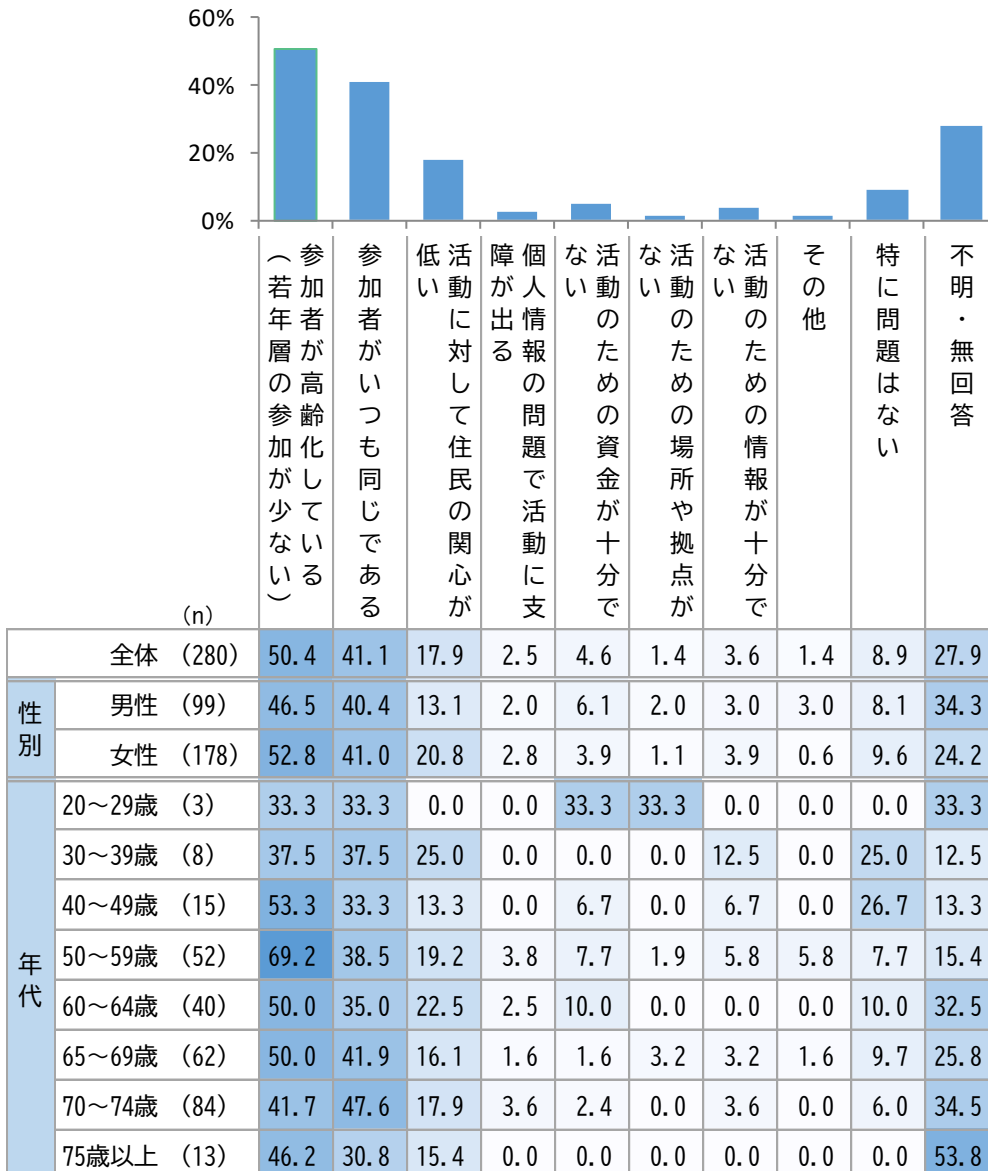
基本目標3 支援につながる体制づくり

基本施策1 みんなが気軽に参加できる活動を広めよう

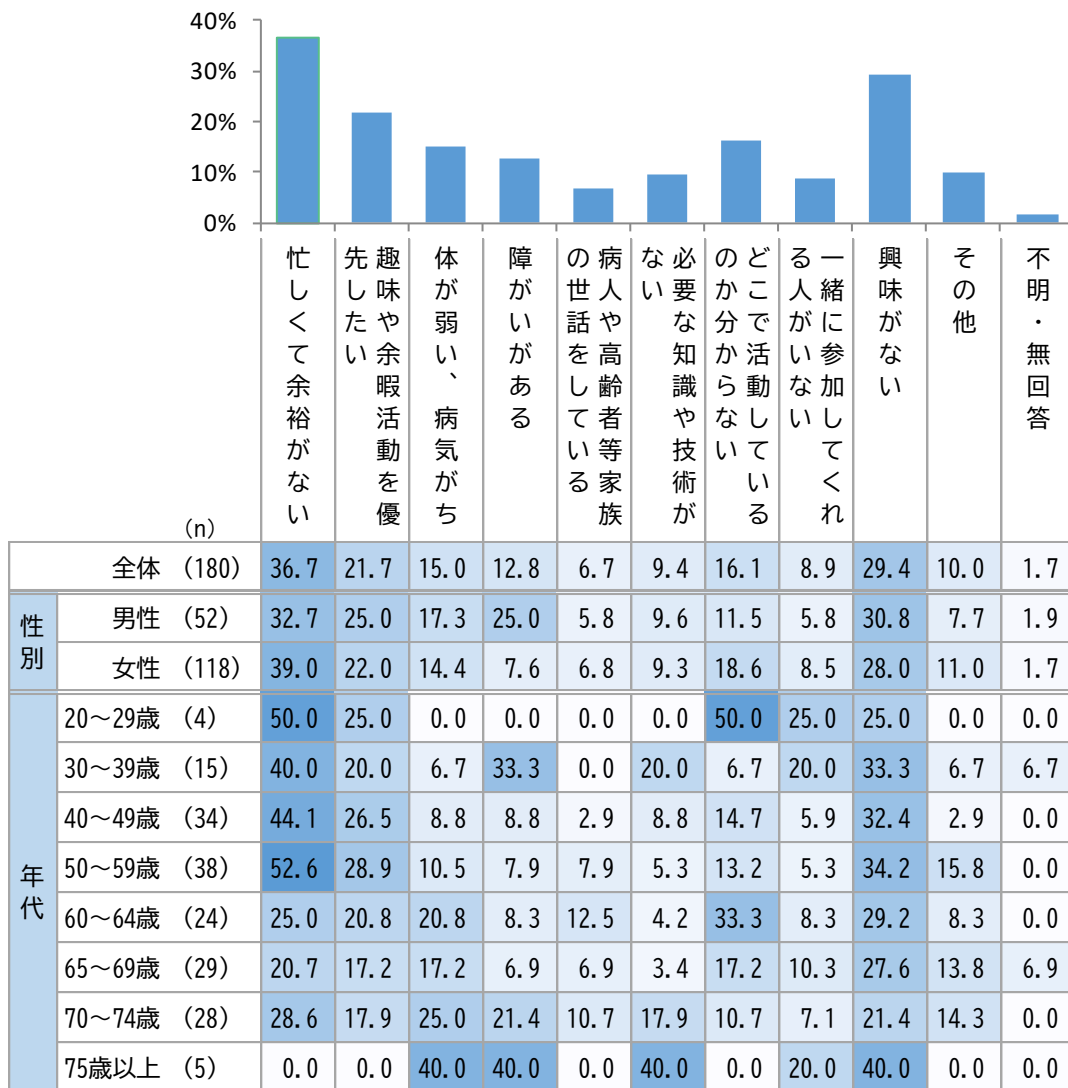
現状と課題

地域活動に感じる課題について、「参加者が高齢化している（若年層の参加が少ない）」、「参加者がいつも同じである」、「活動に対して住民の関心が低い」と感じる割合が多くなっています。また、参加しない理由として、「忙しくて余裕がない」、「興味がない」、「趣味や余暇活動を優先したい」という声があり、参加したいと思える活動内容の充実とより気軽に参加できる活動の促進が求められます。

❖ 地域活動に参加して感じた課題



❖ 地域活動にまったく参加していない理由



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 高齢化が進めば憩いの場が減ってしまうので、人が気軽に集まれる方法を検討して欲しいです
- 地区ごとに若年層が参加しやすい地域活動の検討をお願いしてはどうでしょうか、地域福祉の活性化につながると思います



- 地域活動のメンバーが固定されて、若者の参加が少ない
- 参加するのはいいが、今後も進んで地域活動に参加することには抵抗がある
- ボランティア活動がある事は知っているが、どのように参加すれば良いか分かりにくい

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 地域の清掃や行事の手伝いなど、身近にできるボランティア活動から取り組みましょう
- 近所の人と声をかけ合って参加しましょう
- 自分が参加したボランティア活動を地域の中で情報発信していきましょう

行政の取り組み



ボランティア活動の啓発事業やさまざまな手段による情報発信により、活動への参画を促進します。また、参加してみようと思ってもらえるためのしくみづくりに努めます。

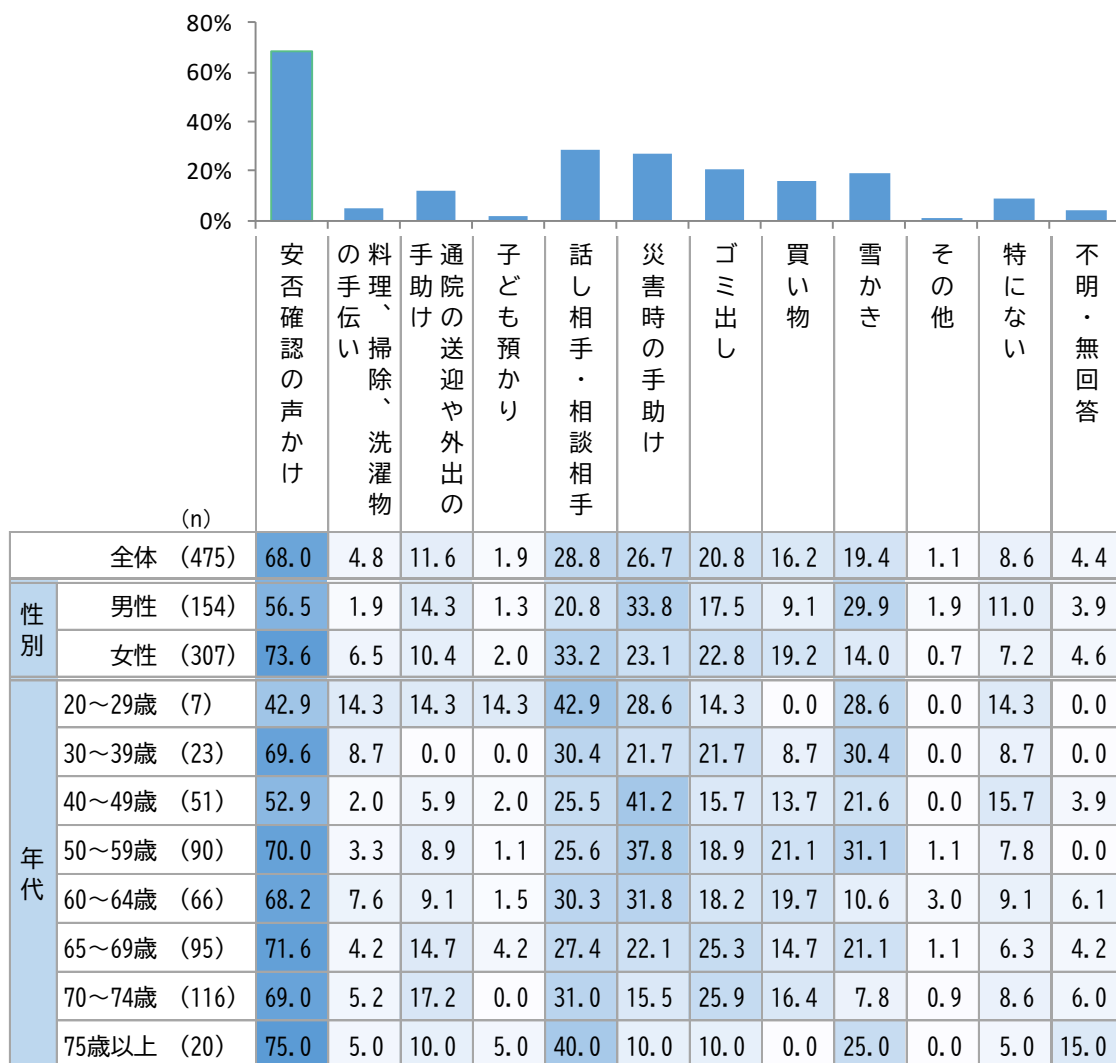
	取り組み	内容	担当課
1	地域福祉活動の普及・啓発	町や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動への参加を呼びかけます。また、全年齢対象の啓発事業や町内の社会福祉法人の職員が講師となり「ふくし出前講座」を実施し、町内の各学校及びサロンや各種団体向けに開催する活動の普及・啓発に努めます。	社会福祉協議会
2	ボランティアセンターとの連携	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターとの連携により、ボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進し、ボランティアをしたい人と支援が必要な人の調整など、コーディネート機能の充実を図ります。また、新たに有償ボランティア等を検討します。	社会福祉協議会
3	老人クラブ活動への支援	高齢者の生きがいと健康づくりに向けて、老人クラブへの加入促進と活発な活動への支援を行います。	長寿福祉課 社会福祉協議会
4	多様な主体の参加促進	社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人による地域での公益的な取り組みや寄付・共同募金等の周知・啓発を図ります。	社会福祉協議会
5	子育て家庭への支援	子育て支援室で開催している、「alkuあるく」では子育ての相談等もできます。今後も、子育て中のご家族に寄り添える場所として、活動していきます。	健康保険課

基本施策2 地域を支える人材を育成しよう

現状と課題

人口減少、高齢化が進んでおり、今後も地域における担い手不足が懸念されます。日頃から、身近な地域での助け合い・支え合いの人材とあわせ、多様な場でそれぞれが担い手となって地域で活躍できるような機会や場づくりが必要です。

❖ 地域で困っている世帯があったときに対応できること



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

- 学校と地域を結び付けるコーディネーターのような人材発掘を行って欲しいです
- 若者が地域を知る機会が少なくなっている事から、地域コミュニティに参加してほしいです



- 少子高齢化とコロナ禍でのご近所付き合いが希薄化し、地域の行事も簡略化しています

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 講座や体験事業などに参加してみましょう
- 新しい担い手となる人やリーダーを地域の中で育成しましょう
- 地域のリーダーとなる人を積極的にサポートしましょう
- 地域のリーダーを中心とした情報共有の場をつくりましょう
- 地域の後進の育成に取り組みましょう

行政の取り組み



新たな地域の人材育成や地域のリーダーとなる人の意識づくりを進めるため、講座や研修を実施します。また、地域においてさまざまな人材が経験や知識を活かして活躍できるしくみづくりに取り組みます。

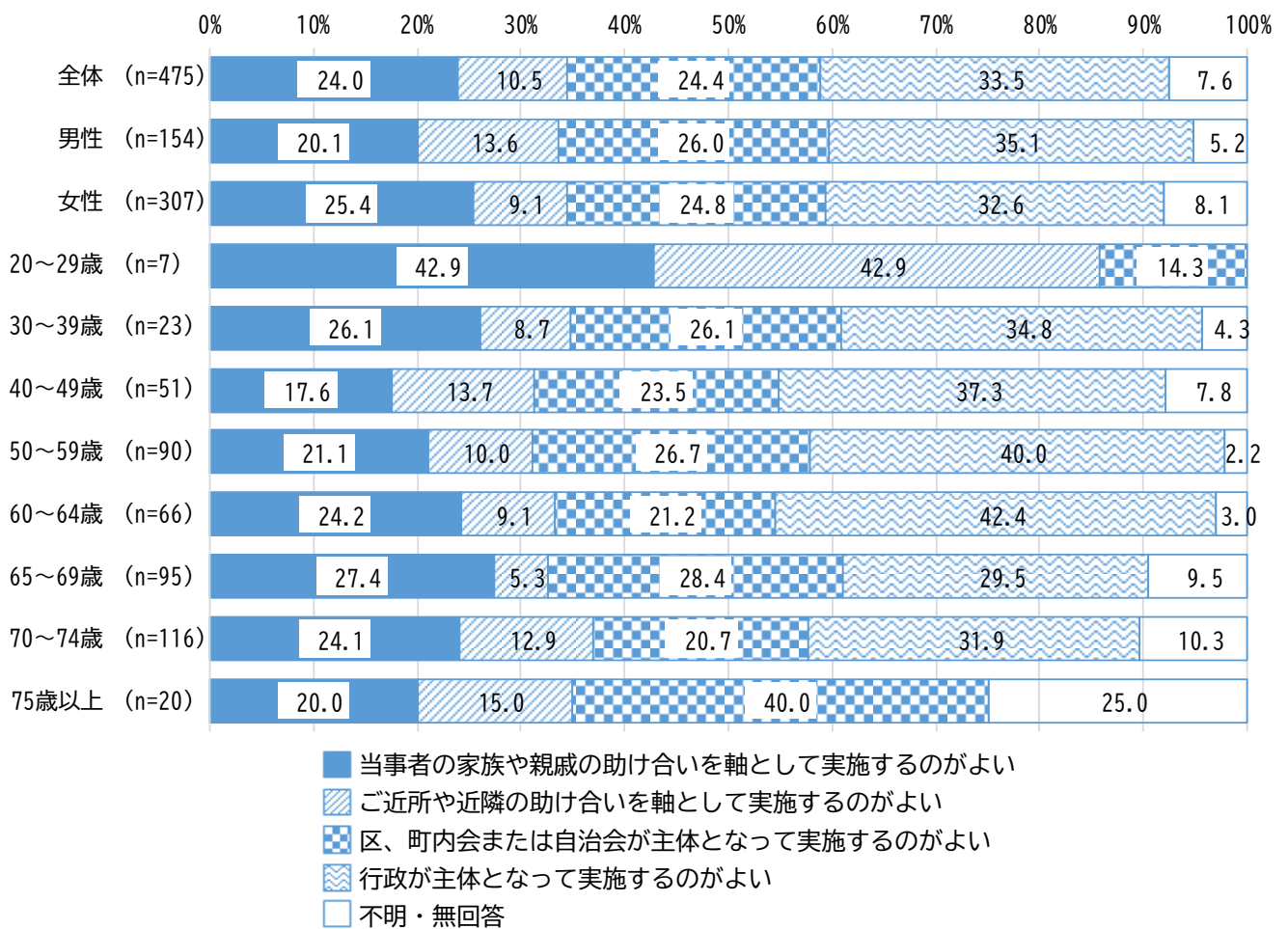
	取り組み	内容	担当課
1	講座や体験事業の充実	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる出前講座や体験事業などをより一層充実させます。また、住民が自分に合った活動を選択して参加できる機会をつくります。	生涯学習課 社会福祉協議会
2	地域リーダーの意識づくり	意欲的にふれあいサロン活動を実施している人、各地区の区長、民生委員・児童委員への研修の実施、地域住民への意識啓発等により、地域福祉を推進する地域リーダーの育成に取り組めます。	社会福祉協議会
3	高齢者などの福祉活動の促進	高齢者などが経験や知識を地域の福祉活動に活かすことは、生きがいにもつながるため、地域福祉活動への参加を呼びかけます。コミュニティスクール事業を推進し、子どもたちと地域のつながりを維持し、高齢者の生きがい活動につなげます。	長寿福祉課 学校教育課
4	地域の人材を活かす仕組みづくり	地域で母子が健やかに過ごせるよう、身近な相談役として、積極的にサポートしていきます。また、育児や介護の経験者、高齢者など、さまざまな人材が地域で活躍できるしくみづくりを行います。	長寿福祉課 健康保険課

基本施策3 連携・協働して取り組もう

現状と課題

地域福祉に関係する団体はさまざまありますが、互いの活動状況やどのような団体があるかの把握、連携が図れていないケースも見受けられます。町全体で地域福祉を推進するために、住民や地域の団体、行政、関係機関等による地域福祉を推進していく上での認識の共有や連携体制の構築が必要となっています。

❖ 地域の福祉課題に対応するための考え



★策定委員会やアンケート自由回答での意見

➤ 地域住民自身が、地域の特性を把握する事が大切です。その一例として、住民が参加しての地域見守りマップの作成は有効な手段であると思います



➤ 今後、過疎化が進み高齢者世帯が増加することから、共に支え合う地域福祉活動が求められ、少しずつでも住民一人ひとりに福祉活動が浸透するようにして欲しいです

取り組み

住民・地域の取り組み

こんなことに取り組んでみましょう！

- 活動について口コミで広げ、仲間づくりをしましょう
- 団体同士の活動発表の場や協議の場を持ちましょう
- 地域の身近なつながりや関わりのある活動等を通じて、住民同士や団体間での交流や連携につなげましょう

行政の取り組み



地域福祉の円滑な推進に向け、地域の団体同士の連携を促進します。また、保健・医療・福祉の連携体制の強化だけでなく、福祉以外の分野とも、多分野・多機関による地域福祉推進のネットワークを構築します。

	取り組み	内容	担当課
1	団体間の連携強化	ボランティアやサークル、福祉団体など、地域で活動しているさまざまな団体が連携できるよう、交流の場づくりを推進します。	総務課 長寿福祉課 社会福祉協議会
2	活動の情報共有の推進	他地区や他団体の活動を知ることは、事業の連携や活性化につながるため、各種団体の活動について、相互に情報提供が図れるよう支援を行います。	総務課 長寿福祉課 健康保険課 社会福祉協議会
3	総合的な支援体制の構築	関係機関と社会福祉協議会との双方の機能を活かし、身近な地域における保健・医療・福祉・教育間の連携・協力体制を強化します。	長寿福祉課 健康保険課 学校教育課
4	福祉以外の分野との連携	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的として福祉以外の分野（商工、農林、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等）とも必要に応じて連携を図ります。	関係課 （関係機関）

第7章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、まだ十分に利用されていないのが現状です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。計画のポイントとして、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取り組みが求められています。

同計画では、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設立・運営・相談体制、成年後見制度の利用の促進に関する事項の審議機関の設置等が明記されており、本町では令和4年1月に中核機関を設置しました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条の第1項に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、成年後見制度は高齢者・障がい者等の年齢、分野を超えた取り組みであることから、「第3次中能登町地域福祉計画」と連携して一体的に策定します。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

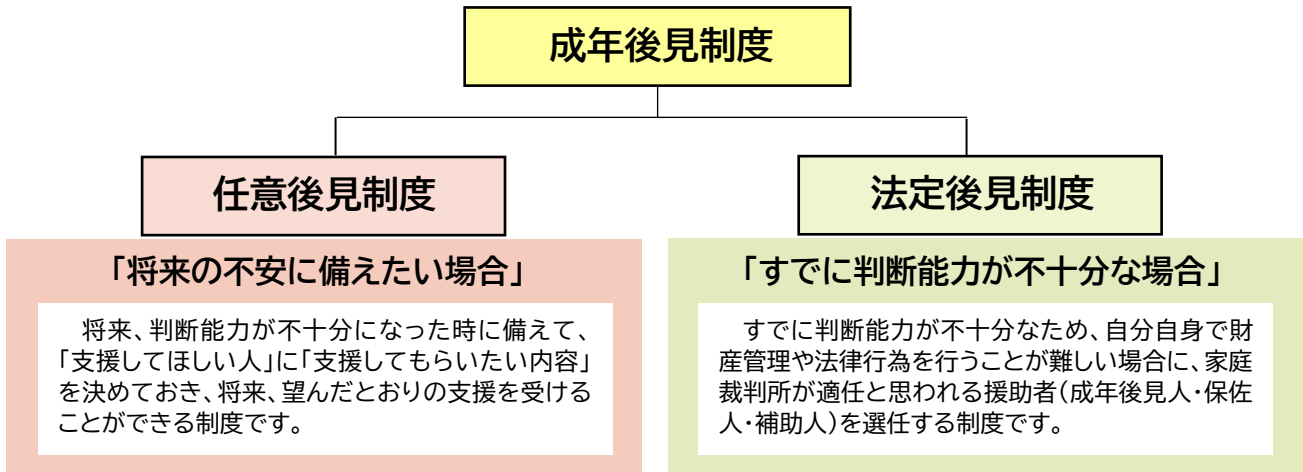
（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。



	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める



法定後見制度

	後見	保佐	補助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不要	不要	必要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	-	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

2 成年後見制度利用に関する状況等

(1) 成年後見制度利用の状況

本町での成年後見制度の利用者数は、令和4年10月1日現在で、20件となっています。

❖ 成年後見制度の利用者数（令和4年10月1日）

後見	保佐	補助	任意後見	【合計】
15件	4件	0件	1件	20件

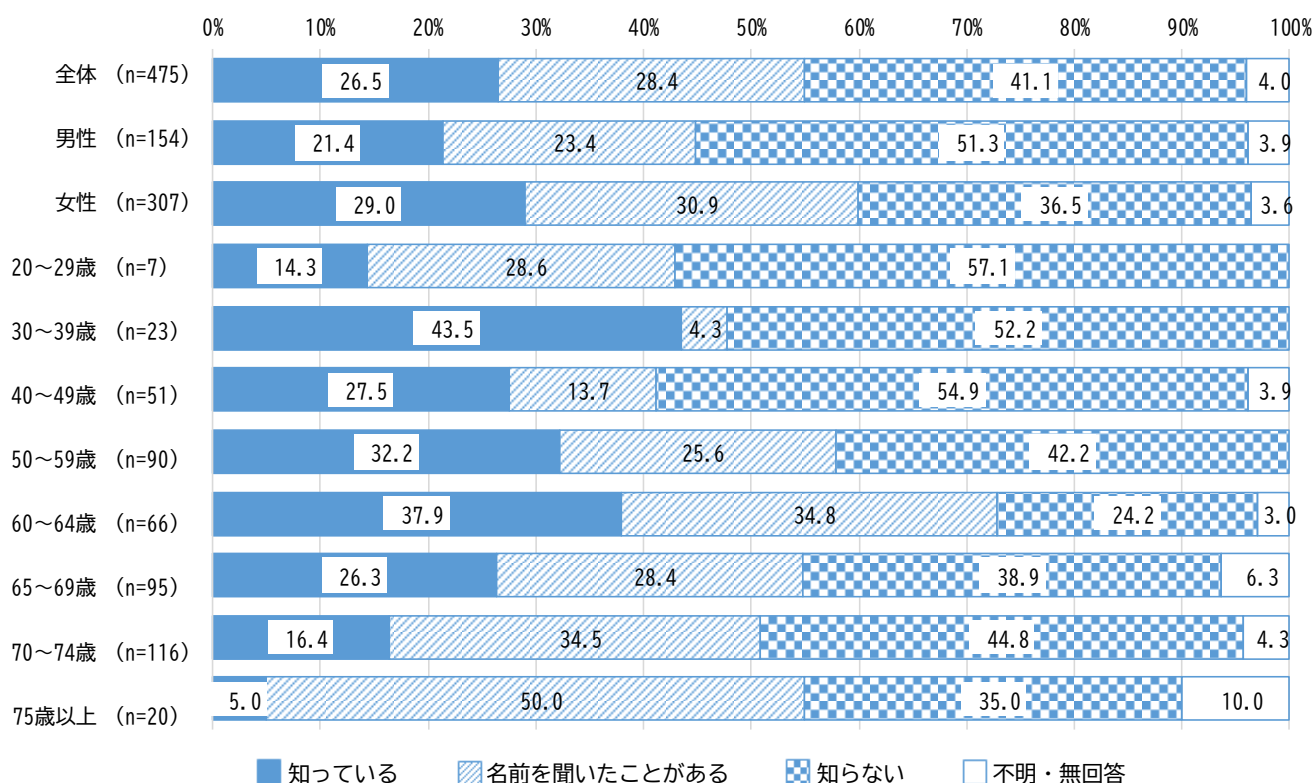
資料：金沢家庭裁判所

(2) 成年後見制度に対する意識

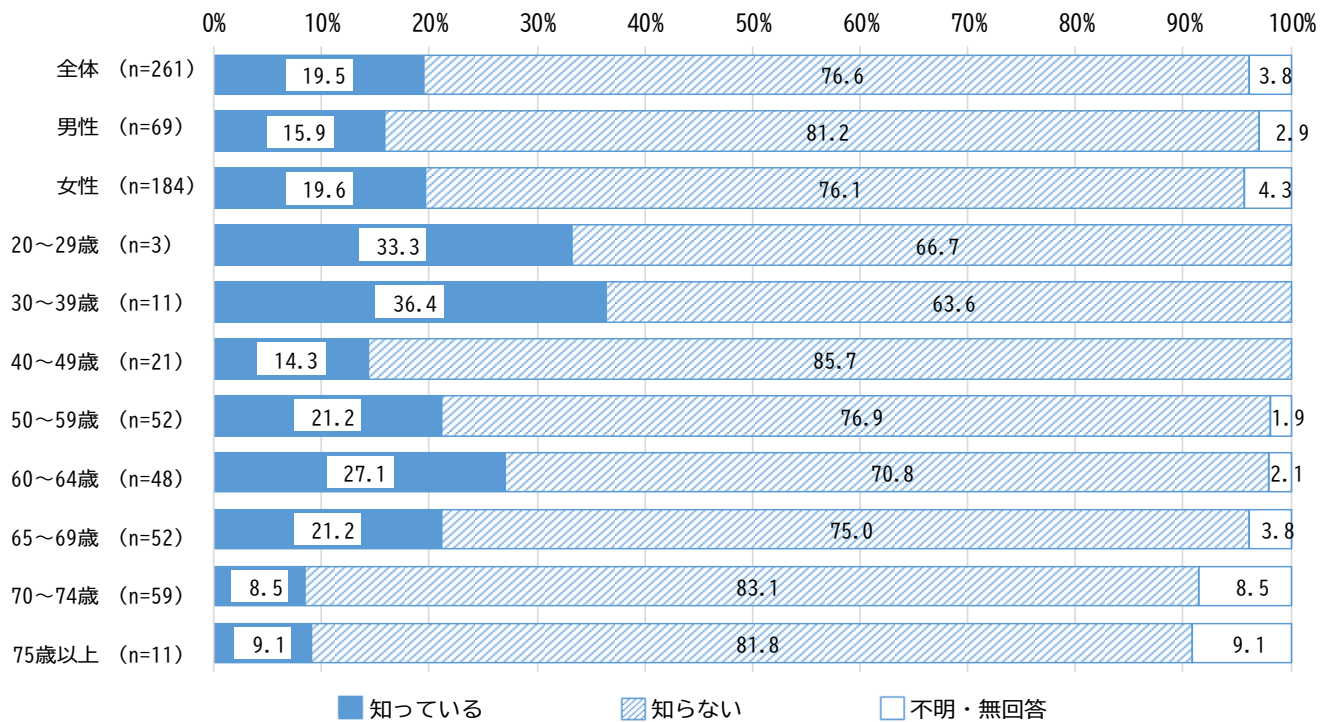
成年後見制度について知らない人が多く、相談窓口についても知らない人の割合が多くなっており、制度の周知・啓発が必要です。

また、制度について詳しく知りたいかどうかについて、今後利用が必要となる可能性のある高齢者には特に、「わからない」と回答した人を知りたいと思ってもらえるようにする必要があります。

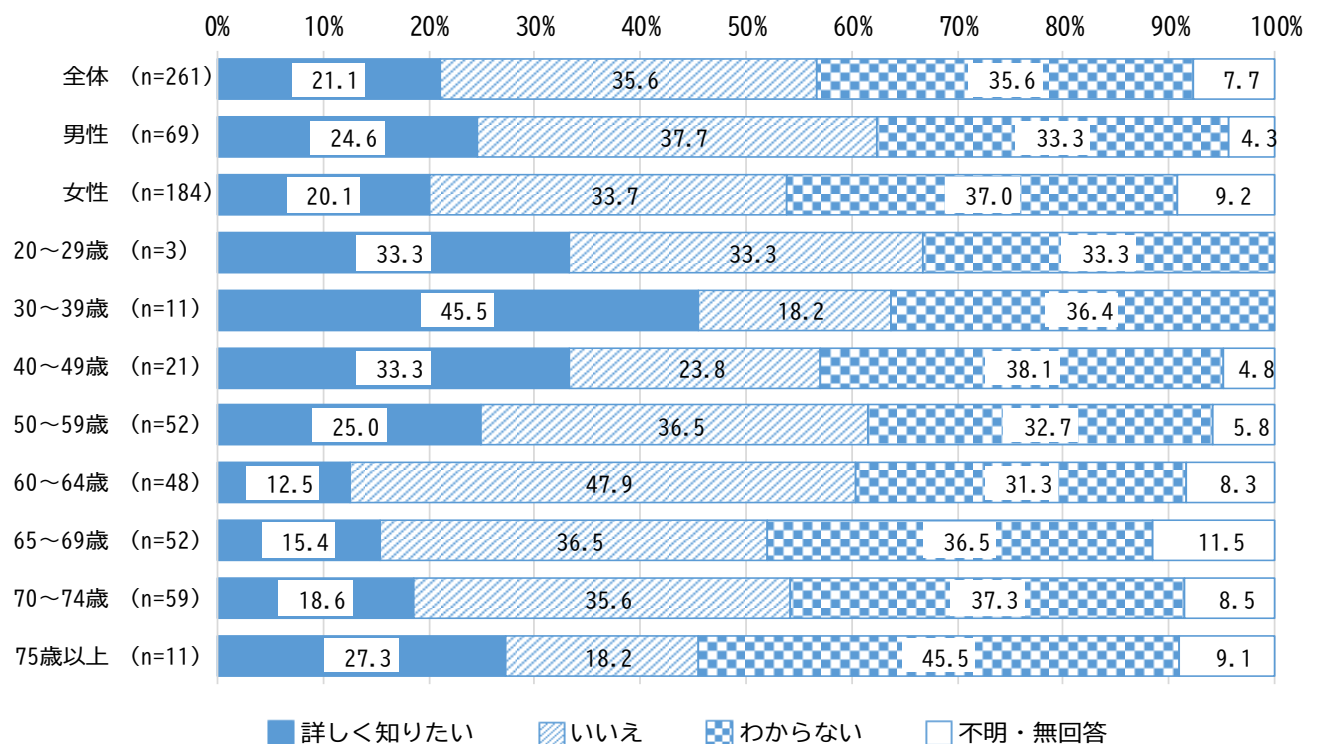
❖ 成年後見制度の認知度



❖ 成年後見制度の相談窓口の認知度



❖ 成年後見制度について詳しく知りたいか



★策定委員会での意見

➤ 今後も、高齢者世帯や、身寄りのない高齢者・障がい者の一人暮らし世帯などが増えていくことが想定されるので、成年後見制度の周知啓発が大切ではないかと思えます



3 成年後見制度の利用を促進するための取り組み

現状と課題

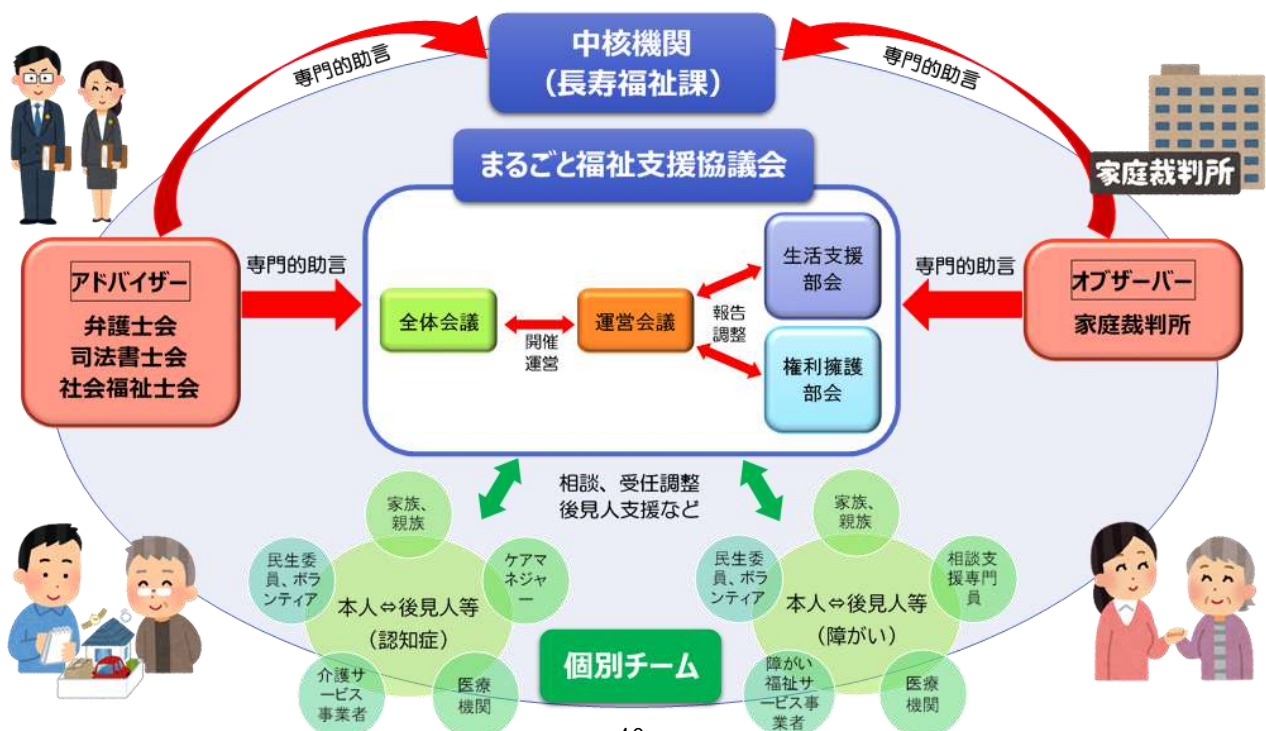
成年後見制度の利用を促進するためには、制度についての正しい理解と利用するメリットを感じてもらうことが重要です。制度についての認知度が低いことから、周知・啓発や利用支援により、安心して利用できる環境づくりが必要です。

また、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が連携するしくみを確立し、地域社会に参加できるよう支援していくことが重要です。

取り組み

	取り組み	内容	担当課
1	中核機関の強化	成年後見制度の利用促進を図るため、令和4年1月に設置した中核機関の運用を強化し、障がい者・高齢者などの権利擁護支援に努めます。	長寿福祉課
2	成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度についての認知度が低いことから、制度の内容や利用方法について、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を活用した周知・啓発を行います。	長寿福祉課
3	地域連携ネットワークの整備	地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家等が連携し、権利擁護が必要な人の早期発見・把握、相談支援、成年後見制度の利用支援を行えるよう、地域連携ネットワークを整備します。	長寿福祉課

中能登町権利擁護の地域連携ネットワーク「まるごとネット」体系図



第8章 再犯防止推進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の検挙件数は平成16年以降減少していますが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加を続けており、犯罪を減らすために、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになりました。

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が公布、施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、石川県においても令和2年3月に「石川県再犯防止推進計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、本町では、住民に身近な行政として、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うことが求められ、再犯防止のための福祉的支援は地域共生社会に関するコンセプトと通じるものがあり、地域福祉計画に包含して策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を包含するものであり、国や石川県の再犯防止推進計画の取り組み内容を含めるとともに、他の関連計画と整合性を図ります。

再犯防止推進法（抜粋）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

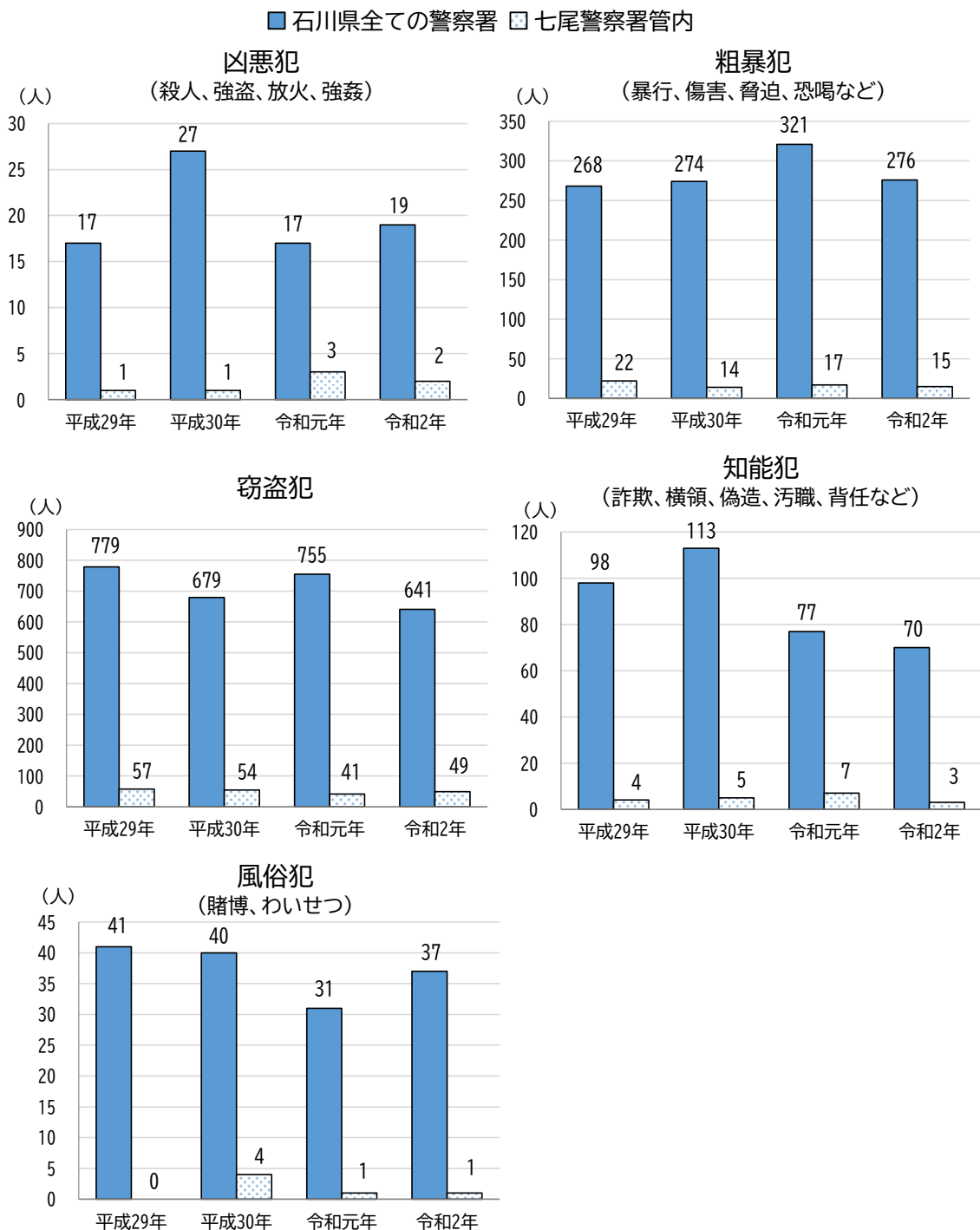
2 再犯防止に関する状況等

(1) 犯罪統計データによる状況

本町の所管である七尾警察署管内における過去4年間（平成29年から令和2年）の検挙件数は、平成29年から令和元年にかけて減少したものの、令和2年は増加に転じています。

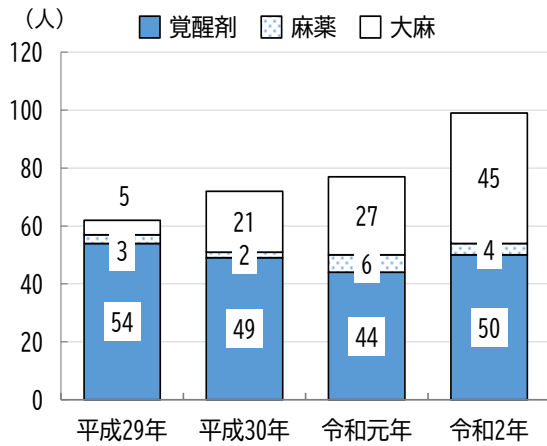
また、犯罪種別でみると、窃盗犯が最も多く、次いで、暴行や傷害などの粗暴犯が多くなっています。

❖ 過去4年間の七尾警察署管内及び石川県全ての警察署の犯罪種別検挙件数

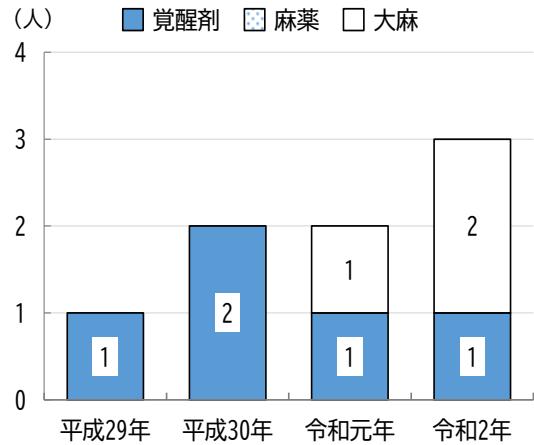


資料：法務省名古屋矯正管区提供データから作成

石川県全ての警察署



七尾警察署管内



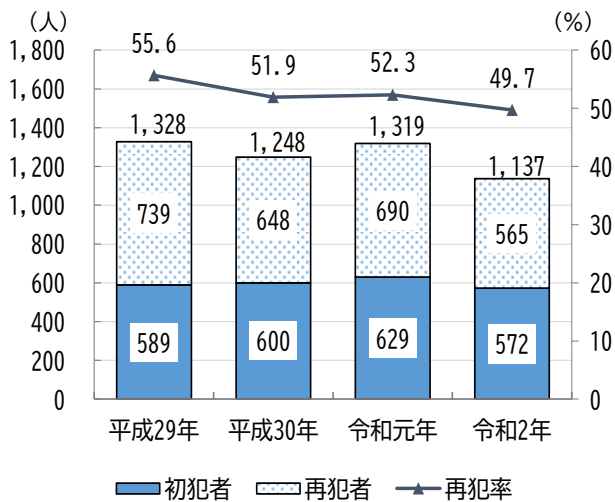
資料：法務省名古屋矯正管区提供データから作成

(2) 再犯者率の状況

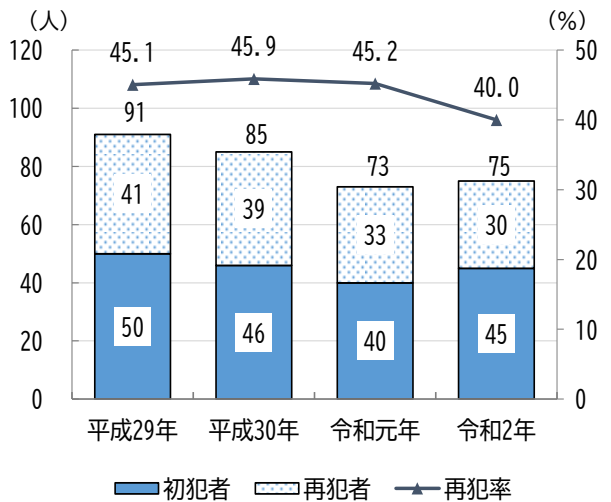
過去4年間（平成29年から令和2年）の七尾警察署管内の再犯者数の割合（再犯者率）は約44%で、県全体の再犯者数の割合約52%と比較すると低い水準ではありますが、約2.3人に1人が再犯者となっています。

❖ 過去4年間の再犯者率

石川県全ての警察署



七尾警察署管内



資料：法務省名古屋矯正管区提供データから作成

注1：「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

注2：犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

3 再犯防止を促進するための取り組み

現状と課題

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を目指し、出所後できるだけ早く生活基盤を築いていくことが必要となります。再犯者率が高いことから犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となるよう支援していくことが求められています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り、再犯に至る人もおり、加えて、薬物依存症への対策も強化し、円滑な社会復帰を図るためにも、保護司、社会復帰調整官等と連携した地域社会での継続的な支援に取り組む必要があります。

取り組み

	取り組み	内容	担当課
1	社会を明るくする運動の推進	保護観察所、保健所、保護区保護司会などと連携を図り、犯罪や非行防止と犯罪や非行をした人たちの社会更生についての理解を深め、再犯防止に努めるための「社会を明るくする運動」などの普及啓発活動を支援します。	総務課 長寿福祉課
2	保護司に関する理解の促進と人材の育成	七尾鹿島保護区保護司会、鹿島地区更生保護女性会への支援を実施し、保護司に関する町民の理解・促進を図るとともに、更生保護ボランティアを育成するための取り組みを支援します。	長寿福祉課
3	人権教育・啓発	町民一人ひとりの人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権擁護委員の協力を得て人権教育・啓発活動を支援します。	長寿福祉課 学校教育課 健康保険課
4	就労支援プログラムの活用	ハローワークへの同行訪問、就労開始後のフォローなど石川県が実施する就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援につなげます。	長寿福祉課 (石川県)

★策定委員会での意見

- 再犯者を受け入れる居場所づくりや就労の場など、地域全体での受け入れ環境など課題は多いのではないかと思います



第2部

第3次中能登町地域福祉活動計画

はじめに

～誰もが安心して生活を送ることができる
福祉のまちづくりを目指して～



近年、少子高齢化や人口減少が一層進む中、生活様式の変化、核家族化等による社会環境の変化、多様な価値観等地域社会が変容してきました。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、中能登町においても地域に

おけるコミュニケーションや地域活動が停止し、地域力の低下が懸念されております。

このような地域社会の変化により、私たちの暮らしにも様々な問題や課題が生じてきており、福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

この度、さらなる地域福祉推進のため、令和5年度から5年間を計画期間とした第3次中能登町地域福祉活動計画を策定しました。この第3次活動計画は、地域住民の誰もが「ふだんの 暮らしの しあわせ」を感じられるよう、地域住民や関係団体、関係機関等が協力し策定したもので、「地域ぐるみの福祉力」で地域福祉を推進する活動・行動計画であります。

地域住民が安全で安心した暮らしを続けていくためには、公的制度の狭間にある生活課題や複合的な課題の解決に向け、地域住民が互いに助け合い支え合いながら、誰もがその人らしい生活を送れるような「地域ぐるみの福祉力」を活かした取り組みが求められています。それには、住民一人ひとりの努力である「自助」、地域の中の助け合いや支え合いによる「互助」、介護保険制度等の制度による相互扶助の「共助」、公的サービスによる「公助」という4つの「助」を、地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、住民や関係機関、各種団体、行政等が連携を図り、地域福祉を推進していくことが重要となります。

これからも中能登町社会福祉協議会では地域福祉の推進に向け、住民の皆様と共に職員一体となって活動計画の取り組みを着実に進めてまいります。地域住民や当事者、民生委員児童委員、ボランティア、福祉活動団体、関係機関や事業者等の連携や協力が必要不可欠でありますので、なお一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様、アンケートや座談会にご協力をいただきました町民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人中能登町社会福祉協議会 会長 杉本 栄蔵

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 社会福祉協議会と地域福祉活動計画

社会福祉協議会とは、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない公共性と自主性を有する民間の福祉団体で、全国、都道府県、市区町を単位に一つずつ設置されています。社会福祉法第109条に基づき市町村社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。

中能登町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、地域福祉の推進役として、その中核的な役割を果たすことが位置づけられている民間組織です。中能登町福祉計画における福祉や地域の課題を活動計画と連携し、住み慣れた地域で一人ひとりがその人らしく安心していきいきと暮らすことができるよう、地域の支え合いや助け合い体制を強化するとともに、「自助・互助」による地域福祉活動の仕組みづくりが求められています。制度の狭間にある生活課題や複合的な課題の解決に向けて、地域に暮らす誰もが「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができるよう、地域住民や当事者、民生委員児童委員、ボランティア、福祉活動団体、関係機関や事業者等と協議・連携しながら、時代に即した地域福祉活動を展開していくための活動・行動指針として、「地域福祉活動計画」を策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の連携を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

2 計画策定の背景

町社協では行政と連携協働し、「ふれあい 支えあい 地域でつなげる福祉の輪」を基本理念に、第1次、第2次と見守りや助け合いができる「新たな支え合い」の仕組みづくりを目指して、様々な取り組みを進めてきました。

しかしこの間、中能登町においても少子高齢化や核家族化の進行、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与え、ますます地域におけるコミュニケーションやつながりの希薄化が進み、地域活動の停滞や見守り活動の担い手不足が顕在化してきました。また、高齢者世帯の増加、8050問題、引きこもり、経済困窮等、個人や世帯が抱える地域課題は多様化・複雑化しています。問題を自覚できない人や、生きづらさや問題を抱えていても外に発信できない人もいる中、ますます支援の必要性が高まっています。そうした地域での問題を早期発見し早期対応するためには、身近な住民による支え合いの関係や気づき、助けてといえる関係性が解決へ

向けた糸口になります。「他人事」を「我が事」として捉え、地域住民や多様な活動団体、社会福祉関係者、行政等が「丸ごと」つながり、課題を解決していく地域づくりこそが重要になります。

また、近年、各地で大規模な災害が多発しており、中能登町もいつ災害に見舞われるかわかりません。そうした事態に備えて、地域住民の連携を強めていくことが求められています。

このような背景から、行政と一体的に施策を推進し、地域共生の基盤を強め、地域福祉のさらなる推進と課題への対応を図っていくため、年齢や障がいの有無等関係なく、地域の誰もが福祉の担い手としてそれぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、「連携・協働の場」の創出、活性化に取り組み、中能登町全体が一丸となり地域ぐるみの福祉力で対応することが求められています。引き続き、「地域共生社会の実現」の視点を持ち、誰もが『ふだんの 暮らしの しあわせ』を感じられるような地域社会づくりを推進することを使命として、「第3次中能登町地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）」を策定し実施していきます。



第2章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉活動計画の基本理念

地域福祉とは、地域に住む誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い助け合う地域社会づくりを具現化していくことです。言いかえると私たち一人ひとりの『ふだんの 暮らしの しあわせ』のことともいえます。

本計画においては、地域におけるふれあい、支え合いを通じて、地域福祉が地域でつながっていくことを目的とした第2次計画の基本理念を踏襲します。

ふれあい 支え合い 地域でつなげる福祉の輪



「誰一人として取り残さない」社会を目指すSDGsの視点を取り入れ、今後、この本計画をもとに町社協が地域の皆さんと共に「地域共生社会の実現」や「持続可能な地域社会づくり」を目指し、自分たちでできること、地域でできることをみんなで考え、取り組んでいくことを推進します。

2 計画の基本目標

本計画では、中能登町の現状・課題を踏まえ、行政の地域福祉計画の設定する3つの基本目標を踏襲し、施策を推進します。

基本目標	施策	取り組み
基本目標1 みんなで支える 地域づくり	1 地域でつながり、支え合おう	①地域での見守り活動の推進 ②支援の必要な人の早期発見 早期対応
	2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう	①住民同士の話し合いの場づくり ②世代間交流の促進 ③地域施設の利用促進
	3 いざという時の助け合いの輪をつくろう	①防災ネットワークの構築
	4 自分事と考え、支え合いの心を育もう	①福祉教育の推進 ②認知症・障がいに対する理解の促進
基本目標2 安心して暮らせる 地域づくり	1 包括的な相談体制を構築しよう	①身近な相談体制の充実 ②総合的な相談体制づくり ③専門的な相談の実施
	2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう	①生活を支える地域資源の充実 ②権利擁護体制の充実
	3 安心して暮らせる環境を整備しよう	①施設の有効活用と連携
基本目標3 支援につながる 体制づくり	1 みんなが気軽に参加できる活動を広めよう	①地域福祉活動の普及・啓発 ②ボランティアセンターとの連携 ③老人クラブ活動への支援 ④多様な主体の参加促進
	2 地域を支える人材を育成しよう	①講座や体験事業の充実 ②地域リーダーの意識づくり
	3 連携・協働して取り組もう	①団体間の連携強化 ②活動の情報共有の推進

第3章 具体的な取り組みの展開

基本目標1 みんなで支える地域づくり

基本施策1 地域でつながり、支え合おう

取り組み

- ①地域での見守り活動の推進
- ②支援の必要な人の早期発見・早期対応

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>①②③④⑤

現状とこれからの取り組み

◇地域福祉推進チーム（区長、町内会長及び民生委員児童委員、地域協力者）の活動支援として、福祉見守りマップ作成を推進しています。地域に暮らす高齢者や障がい者、気になる世帯、隣近所でのつながり等、それぞれが持っている情報を地図に書き込むことで「見える化」し、地図から見えてくる課題や、気になる人への関わり方、見守り方等、地域について話し合う機会を持つことで、地域の状況が共有でき地域力が高まります。見守りが必要な人は今後さらに増加することが予想されます。地域にある個人の問題を地域の課題ととらえ、解決に向けてできることを話し合いながら、見守りや支え合いの強化を図っていくため、引き続き、福祉見守りマップを推進し、チームの強化と活動支援に努めます。

◇地域見守りネットワークを構築し、各種団体や地域つながりサロン、ボランティア、事業所等、既存の見守り体制に加えネットワークを拡充することで、支援が必要な人を見逃さない地域ぐるみの見守り体制づくりを進めていきます。

◇困ったときに相談できる人、精神的な支えになってくれる人が近くにいることで早期発見・早期対応につながります。住民の意識アンケートでは、挨拶をする程度や世間話や立ち話をする程度の付き合いの人が多く、隣近所の付き合いやつながりが希薄化している中、地域のつながりを深めるため、地域活動が活発に行われるよう支援していきます。

福祉見守りマップづくり



地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・福祉推進チームがあるが何をすればいいかわからない
- ・民生委員だけでは見守りが大変
- ・近所付き合いがなかなかできない
- ・男の人がサロンに参加しない
- ・同居家族がいても日中が心配

基本施策2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう

取り組み

- ①住民同士の話し合いの場づくり
- ②世代間交流の促進
- ③地域施設の利用促進

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>①③④⑤

現状とこれからの取り組み

◇地域福祉座談会を各地区で開催し、「自分たちの地区の暮らしをみんなで話そう」をテーマに、地区のいいところ、困っているところ、自分たちにできること等、地域について話し合う場づくりを推進してきました。地域の誰もが自分の住んでいる地域について考える機会を持つことで、「他人事」を「我が事」として考え、地域ぐるみで課題解決に向けた話し合いに発展するよう、引き続き、住民同士の話し合いの場づくりを進めていきます。なお、今後、開催方法等については検討していく必要があります。

◇地域つながりサロンは、介護予防を始め、交流の機会や生きがいづくりを目的として町内35カ所で開催されています。しかし、活動のマンネリ化や後継者不足、高齢による参加者の減少等の課題もあります。「みんなで居場所をつくっていく」という意識を参加者にも持ってもらい、活動が継続していくように、引き続き、情報交換会や研修会を開催しながら課題解決を図り、地域での居場所が継続できるよう活動支援をしていく必要があります。

地域福祉座談会



地域つながりサロン



◇地域生活において、孤立することなく日常生活を安心して送ることができるよう、一人ひとりが地域の中でつながりあえる居場所づくりの創出に向け、各種団体の協力を得ながら、取り組みを進めていきます。

◇昨今、生活スタイルや趣向も多様化する中、それぞれに合った居場所を発掘し、紙面やSNSで発信するとともに、新たな居場所や通いの場を創出し、地域や町内で子どもから高齢者まで様々な世代の人が集い、交流できる場所や機会をつくる等、世代を問わず参加できる通いの場や居場所づくりを推進し、顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・地区で団結する行事が少なくなった
- ・若い人が減り、春季祭礼等の行事が無くなりそう
- ・スポーツでの集りがあれば（運動会、グラウンドゴルフ大会等）
- ・子どもたちの姿が見えない、外に遊んでいない
- ・若い人と高齢者の交流が少ない
- ・コミュニケーションが取れるような催しか仕組みがあれば
- ・高齢になるとサロンを卒業してしまう。高齢、聞こえにくい方等への配慮や参加しやすい工夫があれば良いと思う

基本施策3 いざという時の助け合いの輪をつくろう

取り組み

①防災ネットワークの構築

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>②⑥⑦⑧⑨⑩

現状とこれからの取り組み

◇災害時に的確な支援活動ができるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行っています。今後もいざという時に備え、訓練の実施に努めていきます。

災害ボランティアセンター設置・運営訓練



◇令和2年6月に構築した「なかのと結びネット」は、今後も想定される災害や緊急時の対応策として、必要な物を必要な時に迅速に呼びかけて支援する協力体制のネットワークづくりを目指し、LINE、メールを活用することにより若い人から高齢者まで幅広く参加できるようにしたものです。今後は、地域住民、民生委員児童委員や関係機関等にも積極的に周知し、さらに多くの人に登録してもらえるよう推進するとともに、支え合いのネットワークとして幅広く活用ができるよう取り組みを進めていきます。

◇災害時に「地域のために活躍できる人」を一人でも多く増やすため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。災害から命を守るための準備として、災害ボランティアとして必要な知識を学び、地域での災害ボランティアリーダーの養成に取り組んでいきます。

◇より充実した被災者支援を構築するため、行政、社会福祉法人等との連携の仕組みづくりを進めていきます。また、災害に備えて持続可能な事業継続ができるよう、町社協事業継続計画（BCP）を策定します。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・川があるので大雨が降った時が一番心配
- ・防災避難所がわからない
- ・雨の降り方が多いので、水害や山の土石の流れが気になる
- ・大雨で山砂が流れ、川に溜まる（土砂災害）
- ・消防団員が少ない、成り手がいない
- ・緊急時に連絡が取れる体制があれば安心

基本施策4 自分事と考え、支え合いの心を育もう

取り組み

- ①福祉教育の推進
- ②認知症・障がいに対する理解の促進

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>⑪⑫⑬

現状とこれからの取り組み

◇町内の各学校及びサロンや各種団体向けに、町内の社会福祉法人の職員が講師となり実施する「ふくし出前講座」を周知し、福祉に関する講座を開催しています。しかし、親世代や祖父母世代への福祉学習は、ほとんど行われていないのが現状です。興味をもってもらえそうな講座のメニューを開発し提供する必要があり、「他人事」を「我が事」として捉えられるよう、地域福祉の担い手として世代を問わず社会参加できるように、学校や地域で福祉教育の推進を図っていきます。

ふくし出前講座



地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・認知症の人が地域に出ていくことの理解が乏しい
- ・家族へ認知症カフェへの参加を促す等、病気と対応について家族が理解することが大切。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 包括的な相談体制を構築しよう

取り組み

- ①身近な相談体制の充実
- ②総合的な相談体制づくり
- ③専門的な相談の実施

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>②③④⑭⑮
⑯⑳㉑㉒㉓

現状とこれからの取り組み

◇地域課題の多様化・複雑化により、単独の相談機関では十分に対応できなくなってきました。制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱える人に対する包括的な相談の仕組みが求められています。問題解決に向けて適切な対応ができるよう行政や民生委員児童委員、区長、町内会長、関係機関等との連携を図り、各種相談に対応することで、困った人を見逃さない支援体制に向けて、取り組みを進めていきます。

◇サロンや趣味の集まり等の様々な活動の場で、参加者同士の会話や様子から異変への気づきになったり、心配ごとの相談ができることがあります。子どもの学習支援やフードパントリー等の事業においても、悩みや不安なことを相談できる機会になります。気軽に相談ができる機会を増やすことで、地域での支援や関係機関へつなぐことができるよう、相談体制の充実を図っていきます。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・集まる場所があり、お互いにいろいろと話し合いができる
- ・老人会のつながりで、頼みごとや悩みの相談がしやすい
- ・相談を聞いてくれる人がいると安心
- ・一人暮らしなので、倒れた時にどうしようと思う

基本施策2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう

取り組み

- ①生活を支える地域資源の充実
- ②権利擁護体制の充実

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業> ⑮⑰⑳㉑㉒㉓㉔

現状とこれからの取り組み

◇高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、町社協が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管等の支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業を実施しています。対象となる方にこの制度がつながるよう、町社協の広報誌やホームページでの事業内容の掲載や、関係機関へパンフレット配布をする等、利用促進に向け積極的な周知に努めていきます。

◇支援業務については、職員は正義感を持ち誠実に職務に当たるとともに、徹底した牽制体制に努めていきます。

◇老人福祉センター「天平の里」及び「ゆうゆう」が、介護予防や健康づくり、趣味活動の拠点となるよう活動の場を提供しています。利用者からの相談に応じ、関係機関へつながり等の支援も行っています。活動拠点として高齢者の通いの場、居場所として、引き続き適切な運営・管理に努めながら社会福祉の増進に寄与していきます。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・支援してくれる親族のいない老老夫婦やひとり暮らし高齢者の金銭の問題は今後増えてくると思う

基本施策3 安心して暮らせる環境を整備しよう

取り組み

①施設の有効活用と連携

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業> ②⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

現状とこれからの取り組み

◇町社協が経営する介護事業所における専門職と連携し、地域における生活課題の解決に向け協働して取り組んでいきます。

◇町社協が経営管理する老人福祉センター「天平の里」や「ゆうゆう」、健康ハウス「憩」、保健センター「すくすく」が地域活動の拠点として有効活用されるよう、活動の創出や利用促進に努めていきます。

老人福祉センター「天平の里」・「ゆうゆう」



基本目標3 支援につながる体制づくり

基本施策1 みんなが気軽に参加できる活動を広めよう

取り組み

- ①地域福祉活動の普及・啓発
- ②ボランティアセンターとの連携
- ③老人クラブ活動への支援
- ④多様な主体の参加促進

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>⑤⑨⑭⑯⑰⑱
⑲⑳㉑㉒㉓㉔

現状とこれからの取り組み

◇毎年、地域住民の誰もが福祉について学べる場、関心を持っていただく場として「中能登町福祉のつどい」を開催しています。引き続き、講演会や相談会や体験会、展示を通じて、地域福祉活動の普及、啓発に努めていきます。

◇新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増加している中、支援の輪を広げることが町社協の責務として令和2年5月から始めた住民同士の支え合い活動「フードドライブ」は、回を重ねるごとに地元企業や事業所等の協力も増え、活動の広がりを見せています。「いつでも 誰でも 気軽にできるボランティア」として、家庭に余っている食品や使わない日用品、介護用品を寄付することで、助け合いの支援に無理なく参加できる活動が定着してきています。

共同募金も「じぶんの町を良くするしくみ」として、誰もが暮らしやすい地域づくりを目的に運動を展開しています。住民から寄せられた募金は、中能登町の身近な福祉活動や、支援を必要としている方々が、地域で安心して暮らすことができるよう役立てられています。

共同募金（街頭募金）



フードドライブ・フードパントリー



今後も、寄付や募金活動の意味や気軽に行える仕組みについて地域住民に周知し、関心や理解を深めていくことが必要です。

◇登録ボランティア団体やボランティア連絡協議会の支援を進めてきましたが、会員の減少や高齢化等の課題がみられることから、継続的な支援や住民のボランティア活動への参加意欲の向上を図ることが求められています。今後も様々な研修を通し人材の育成や発掘に努め、ボランティアセンター機能の充実を図っていきます。また、ボランティア活動に関わる全ての人にとって、利用しやすいボランティアセンター運営に取り組んでいきます。

◇超高齢社会の今、制度だけでは高齢者が安心して生活することが難しく、ちょっとした手助けが必要になる方が増えています。「家の中でも高いところには手が届かない」、「野菜をつくりたいけど畑が起こせない」、「重いゴミを出すのが大変」等、高齢者を中心に様々な声が聞かれます。助けて欲しいけれど、近所や知り合いには無償で継続的に援助を受けることに引け目を感じて、声を出せない人がいます。ボランティアは、何らかの形で謝意が表明されると満足感がより高まります。そういった経緯から、住民同士で『たすけあい』『ささえあい』の地域力を強め、高齢者が安心した在宅生活を過ごせるように、近所付き合いの延長、元気な高齢者の活躍の場として支えることにより、困っている本人にとってはもちろんのこと、離れて暮らすご家族にとっても、とても心強いものになるよう有償ボランティア制度を構築します。若い世代や元気な高齢者が地域を支えるこの仕組みが、今後、若い人や子どもたちに良い循環となるよう取り組みを推進します。

◇老人クラブの会員減少やリーダーの担い手不足により、組織の存続が危ぶまれる単位クラブも出てきています。魅力ある行事の企画や生きがいを持って参加できるクラブ活動を目指し、老人クラブが一丸となって取り組みを進めていけるよう、加入促進及び活発な活動への支援を引き続き行います。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

【日常生活で・・・】

- ・草むしりが大変
- ・田んぼを手伝ってほしい
- ・資源ごみが重くて大変
- ・店がないので都合が悪い
- ・行政の除雪が遅い、融雪がない
- ・車の運転ができなくなると生活に困る（買い物、通院等）
- ・カタログではなく品物を見て買いたい
- ・一人暮らしで食事に困っている
- ・ゴミの分別、曜日がわからない
- ・畑仕事が大変
- ・ゴミステーションまで遠い
- ・買い物をする店が離れている
- ・自力では除雪できない

【地域福祉活動で・・・】

- ・役員になる時期になると退会する人がいる
- ・各団体の新人の加入率が悪い
- ・老人会の会員減少→65歳だと入ってくれない
- ・集会場から離れている人は歩いてサロンにこられない
- ・サロンは女性が多く、男性の参加する場所がない
- ・生きがいをもって活動できる場があればいい
- ・若いころからの地域とのつながりを持てる仕組みづくりが必要（役割があると地域につながる）

基本施策2 地域を支える人材を育成しよう

取り組み

- ①講座や体験事業の充実
- ②地域リーダーの意識づくり

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>④⑪⑫⑬⑯
⑲⑳㉑㉒

現状とこれからの取り組み

◇町内の社会福祉法人の職員が講師となり実施する「ふくし出前講座」のメニューの充実を図り、地域を支える人材育成を推進していきます。

◇各種団体・組織の共通する課題に会員が入ってこない、担い手がいないという声が多いです。多様な分野の人材の発掘・育成を行い、各種団体の支援を図るとともに、地域福祉活動に結びつくよう努めていきます。

地域福祉座談会・サロン等でのアンケートの声

- ・気軽に介護技術の体験ができる講習があると在宅介護をするイメージが付きやすい

基本施策3 連携・協働して取り組もう

取り組み

- ①団体間の連携強化
- ②活動の情報共有の推進

具体的な取り組み目標
(70 ページ～75 ページ)
<関連事業>⑬⑱

現状とこれからの取り組み

◇「中能登町福祉のつどい」や「地域福祉研修会」を通じて、地域の様々な団体が活動内容を紹介し、情報共有や交流できる場づくりを推進していきます。また、それぞれの団体が地域福祉活動に向け、連携して取り組むことの重要性を考える機会を持つことで、団体間の連携強化に努めていきます。

中能登町福祉のつどい



具体的な取り組み目標

基本目標	施 策
基本目標 1 みんなで支える 地域づくり	1 地域でつながり、支え合おう
	2 みんながふれあえる場、居場所をつくろう
	3 いざという時の助け合いの輪をつくろう
	4 自分事と考え、支え合いの心を育もう
基本目標 2 安心して暮らせる 地域づくり	1 包括的な相談体制を構築しよう
	2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう
	3 安心して暮らせる環境を整備しよう
基本目標 3 支援につながる 体制づくり	1 みんなが気軽に参加できる活動を広めよう
	2 地域を支える人材を育成しよう
	3 連携・協働して取り組もう

事 業 名	内 容	基本目標と施策
①地域福祉推進チーム活動への支援	地域福祉推進チーム（区長、町内会長及び民生委員児童委員、地域協力者）の活動支援として、福祉見守りマップ作成を推進します。要援護者（高齢者、障がい者、気になる世帯等）情報や隣近所でのつながりや課題等、地域について話し合う機会を持つことで地域の状況や課題が共有でき、個人の問題を地域の課題として解決に向けて取り組みを考ることにより見守りや支え合いの強化を図っていきます。	基本目標 1－施策 1 基本目標 1－施策 2
②地域見守りネットワーク体制づくり事業の推進 【新規】	住民一人ひとりが地域の中で安心して暮らせるよう、行政と協働して見守りのネットワークづくりや認知症サポーター養成講座、介護予防教室の開催、防犯の地域づくりを進め、地域のつながりや支え合いの強化に努めていきます。	基本目標 1－施策 1 基本目標 1－施策 3 基本目標 2－施策 1
③学習支援事業の実施（県及び町受託事業）	貧困の連鎖の防止のために、生活保護世帯を含む低所得世帯及びひとり親家庭の子どもに対する学習の援助、居場所づくりとして実施します。	基本目標 1－施策 1 基本目標 1－施策 2 基本目標 2－施策 1
④地域つながりサロンの支援（町地域介護予防受託事業）	見守り支え合える地域づくりのため、介護予防が必要な高齢者に対し、レクリエーションや交流を通して、日常生活能力と社会性の維持向上を図るための活動支援を行います。（町内 35カ所で実施）	基本目標 1－施策 1 基本目標 1－施策 2 基本目標 2－施策 1 基本目標 3－施策 2

事業名	内 容	基本目標と施策
⑤生活支援コーディネーターによる生活支援体制整備の推進（町受託事業）	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進めていくことを目的に、地域福祉座談会を開催し、地域ニーズ・地域資源が見える化したり、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や新たな資源の発掘・サービスの開発に向け、取り組みを進めていきます。	基本目標1－施策2 基本目標3－施策1
⑥災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施	災害時、町社協は災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営を行うことから、定期的な運営マニュアルの見直しを図るとともに、町総合防災訓練に併せて災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。	基本目標1－施策3
⑦災害ボランティアコーディネーターの養成【新規】	災害時に備え、ボランティアが効率よく活動できるように、災害ボランティアコーディネーターの育成に努めます。	基本目標1－施策3
⑧避難行動要支援者名簿の管理	個人情報保護に注意をしながら、緊急時に地域で生活する災害時要援護者の安全を確保するための避難行動要支援者名簿を適正に管理します。	基本目標1－施策3
⑨「なかのと結びネット」の活用拡大	災害時や、生活に困窮した方等が必要としている食品や日用品等の寄付を、迅速に呼びかけるための支援体制ネットワークの強化を図ります。今後も、民生委員児童委員や関係団体、地域住民に周知し、支え合いのネットワークとして幅広く活用できるように取り組みを進めていきます。	基本目標1－施策3 基本目標3－施策1
⑩中能登町法人連絡会の実施	町内の4つの社会福祉法人が、それぞれの立場から課題や情報を出し合い、共有し、地域福祉の推進のためそれぞれができること、連携してできること等を考え実行できるよう、情報交換や連携体制づくりに向けた集まりを開催します。	基本目標1－施策3
⑪地域福祉研修会の実施	区長、民生委員児童委員、地域福祉推進チーム、ボランティア活動者等、地域福祉を担う層の強化を目的に研修会を実施します。	基本目標1－施策4 基本目標3－施策2

事業名	内容	基本目標と施策
⑫福祉教育の推進	<p>町内すべての学校に福祉教育を提案し、協力等の支援を行います。また、世代を問わず地域に広く福祉教育の機会を提供し、福祉への関心及び意識の向上を図ります。</p> <p>※地域ふれあいサロンや団体の研修、学校での福祉教育に、町内の4つの社会福祉法人の職員が講師となり、「ふくし出前講座」を実施します。社会福祉貢献と連携した福祉学習メニューの開発を進め、周知していきます。</p>	<p>基本目標1－施策4 基本目標3－施策2</p>
⑬地域における公益的な取り組みの実践	<p>ひとり親家庭や低所得世帯の子どもに対し、学習支援等の機会において、食事提供を行います。</p> <p>「ふくし出前講座」を町内の4つの社会福祉法人が協力して実施します。</p>	<p>基本目標1－施策4 基本目標3－施策2 基本目標3－施策3</p>
⑭フードドライブの実施	<p>「中能登町のもったいないをありがとうに」をモットーに、食品ロスの削減はもとより、ボランティア活動の推進及び寄付活動による支援の輪を広げる取り組みとして、定期的にフードドライブを実施します。</p>	<p>基本目標2－施策1 基本目標3－施策1</p>
⑮フードパントリーによる生活困窮者等の支援	<p>町内の生活困窮者等の支援活動として、フードパントリーを定期的に実施します。フードパントリー開催時、悩みや不安なことを相談できる機会となるよう、相談体制の充実を図っていきます。</p>	<p>基本目標2－施策1 基本目標2－施策2</p>
⑯団体支援	<p>各種団体が取り組む活動等を地域に積極的に周知し、組織の維持向上につながるよう支援します。また、団体の事務補助、自立に向けての支援、運営資金の助成等についても支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ連合会 ・遺族会 ・身体障害者福祉会 ・母子寡婦福祉会 	<p>基本目標2－施策1 基本目標3－施策1 基本目標3－施策2</p>
⑰有償ボランティア事業の整備	<p>日常の小さな困りごとの解決に向け、またボランティアの生きがい活動として有償ボランティア制度を確立し、地域の支え合い体制づくりを推進します。また、担い手養成講座を実施するにあたり、シニア世代へ積極的にアプローチすることで、ボランティアの確保に努めます。</p>	<p>基本目標2－施策2 基本目標3－施策1</p>

事業名	内 容	基本目標と施策
⑱ ボランティアセンター事業の充実	<p>ボランティアに関する情報収集や参加促進を目的に、取り組みを進めていきます。また、ボランティア活動の拠点となるよう、ボランティアに関する相談、登録、連絡調整、情報収集・提供、保険の受付等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの普及・啓発の促進 ・ボランティアコーディネート機能の強化 ・ボランティアの養成及び育成 ・ボランティアリーダーの養成及び育成 ・ボランティア連絡協議会への支援 	基本目標 3－施策 1
⑲ 中能登町福祉のつどいの開催	<p>関係団体、ボランティア協力の連携・協働による福祉イベントを開催します。福祉団体へ主体的な参加を促し、連携を図る機会とするとともに、地域住民に福祉をより身近に感じてもらえる企画を計画・実施し、福祉への理解を深めるための啓発に取り組みます。</p> <p>同時に、福祉の各分野における功労者の表彰を行います。</p>	基本目標 3－施策 1 基本目標 3－施策 3
⑳ 福祉に関する心配ごと相談事業	<p>福祉に関する心配ごと等の問題解決のための身近な相談所として地域住民に広く周知し、中能登町や専門機関と連携することにより機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 毎月 20 日 ・開催場所 中能登町役場行政サービス庁舎 ・相談員 民生委員児童委員 	基本目標 1－施策 1 基本目標 2－施策 1
㉑ 福祉サービス利用支援事業(県社協受託事業)	<p>判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援を中心に、日常的な金銭管理、書類や通帳等の預かり保管等の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活費のお届け ・福祉サービス、行政手続きの同行・代行等 	基本目標 2－施策 1 基本目標 2－施策 2
㉒ 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)	<p>低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として、資金の貸し付けと必要な相談援助を行うことにより、経済的自立と生活の安定を確保するための支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し付けの相談および申込窓口 	基本目標 2－施策 1 基本目標 2－施策 2

事業名	内容	基本目標と施策
㉓たすけあい金庫貸付事業（独自貸付）【新規】	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、資金を貸し付け、生活を支援します。	基本目標 2－施策 1 基本目標 2－施策 2
㉔広報誌「なかのと社協だより」の発行	効果的な活動の周知や情報提供を行い、町社協を身近に感じてもらえる掲載内容に努めます。	基本目標 3－施策 1
㉕ホームページの運営	あらゆる世代の人が快適に情報を得ることができるよう、見やすく分かりやすいホームページの充実に努めます。また、常に最新の情報が発信できるように、随時更新をします。 高齢者お役立ち情報の充実に図り、生活支援の情報として利用していただけるよう周知に努めます。	基本目標 3－施策 1
㉖共同募金 ・赤い羽根共同募金 ・歳末たすけあい運動	共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、誰もが暮らしやすい地域づくりを目的に運動を展開しています。募金や寄付活動の意味や、気軽に行える仕組みについて積極的に周知し、地域住民が理解を深められるよう努めます。 ・石川県共同募金会中能登町共同募金委員会事務業務の支援及び配分の実施をします。 ・生徒及び児童による街頭募金を実施します。	基本目標 3－施策 1
㉗老人福祉センター「天平の里」及び「ゆうゆう」、健康ハウス「憩」の利用促進	施設の健全な管理運営を行い、通いの場、憩の場として施設が有効利用されるよう努めます。 レクリエーション及び趣味活動の支援や、ボランティア演芸会等の高齢者生きがい活動支援を行い、感染症予防対策の徹底を図りながら集客に努めます。	基本目標 2－施策 2 基本目標 2－施策 3
㉘保健センター「すくすく」運営	法人運営事業の事務局として当センターを拠点とした事業展開をし、地域に密着した利用しやすい施設として運営していきます。	基本目標 2－施策 3
㉙訪問介護事業	①住み慣れた自宅での生活を支え、利用者から信頼されるサービスを目指します。 ②多職種連携の強化を図り、高齢者・障がい者の自立を支援します。 ③積極的に研修へ参加し、職員のスキルアップを図ります。	基本目標 2－施策 3 基本目標 3－施策 2

事業名	内容	基本目標と施策
⑩ 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）	<p>① 介護支援専門員の資質・専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門知識及び技術向上を図るため、内外的な研修に参加し、スキルアップに努めます。 ・ 困難事例ケースの検討、及び新規ケースの情報を共有し、事業所全体で居宅依頼ケースのケアに取り組みます。 ・ 高齢者支援センター等が実施する目標設定会議、共同事業検討会へ積極的に参加します。 <p>② 各関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、高齢者支援センター、医療、関係機関等との連携に努めます。 ・ 障害福祉分野との連携に努めます。 	<p>基本目標 2－施策 3 基本目標 3－施策 1 基本目標 3－施策 2</p>
⑪ 通所介護事業	<p>① 利用者や家族の立場に立った支援を目指します。</p> <p>② 利用者の地域での暮らしを支えるため、関係機関と連携を図ります。</p> <p>③ 中重度の認知症を有する人への対応強化を図ります。</p> <p>④ 生活機能向上を目的とし、運動器、個別機能訓練の充実を図ります。</p> <p>⑤ 専門資格取得を奨励するとともに、積極的に研修へ参加し、職員のスキルアップを図ります。</p> <p>⑥ ICTによる業務の効率化を図ります。</p>	<p>基本目標 2－施策 3 基本目標 3－施策 2</p>
⑫ 認知症対応型通所介護事業	<p>① 利用者や家族に寄り添った支援を目指します。</p> <p>② 利用者の現在の個々の能力や状態を少しでも長く維持できるよう目標を設定したサービスを提供します。</p> <p>③ パーソンセンタードケアの実践を行います。</p> <p>④ 積極的に研修へ参加し、職員のスキルアップを図ります。</p>	<p>基本目標 2－施策 3 基本目標 3－施策 2</p>
⑬ 認知症カフェの運営	<p>認知症を有する人やその家族等が集い、気軽に悩み相談や世間話等ができる認知症カフェを運営し、認知症を有する人への効果的な支援、家族の介護負担の軽減を図ります。</p>	<p>基本目標 2－施策 3</p>

第3部

計画の推進体制

資料編

計画の推進体制

1 地域住民を中心とした協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、住民や地域が主役となり、地域で活動する関係組織・団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が連携・協働して取り組むことが重要です。地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、ともに地域をつくっていく推進体制を構築します。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、主体性を持って地域活動や地域の課題解決に取り組んでいくことが期待されます。地域での助け合い、支え合いの関係をつくっていくとともに、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な活動へつなげていくことが大切です。

(2) 地域の組織・団体の役割

住民の身近な地域で活動する組織や団体は、地域の課題やニーズを把握し、地域における福祉活動を推進していく役割を担っています。活動の輪を広げるため、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりや組織・団体間における交流、町や社会福祉協議会との一層の連携強化が望まれます。

(3) 事業者の役割

福祉サービス等の提供者として、住民のニーズに応じた住民サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び相談支援に取り組むことが必要です。また、自らも地域社会の一員であることの自覚のもと、社会的な責任を果たしながら、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりづくりや支え合い活動を促進する取り組みが期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む、地域福祉推進の中核を担う組織です。地域活動やボランティア活動に関する情報の発信や相談など、活動を支援するとともに、地域における福祉活動を担う組織・団体との連携を強化し、地域力の向上に努めることが期待されます。

(5) 行政の役割

本計画に示される福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。また、多様化・複雑化した課題に対応するため、庁内での連携、社会福祉協議会、関係団体、関係機関等との連携による包括的な支援体制の整備に努めるとともに、地域の自主的な取り組みへの支援を行います。

2 計画の周知

広報やケーブルテレビ、ホームページ、SNSをはじめ、町の行事やイベント等あらゆる機会を通じて、本計画の公表、周知に努めていきます。

3 計画の進行管理

進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況を広く住民へ周知できるように、広報やホームページ等により計画の実施状況や見直し等について公表していきます。

❖ PDCAサイクル



4 「実施計画」の作成・評価

行政と社会福祉協議会の具体的な活動について、「実施計画」を作成して取り組みの内容を明確化し、その実施状況を評価します。「実施計画」は毎年更新し、前年度の実施状況評価を踏まえて今後の実施内容を随時見直す仕組みとします。

「実施計画」の評価は、実際に実施した事業等が、施策の「目的」の達成に寄与したかどうかという視点で行います。以下の評価基準に基づき、事業の担当部署が行います。

<実施計画の評価>

- ：効果的（活動が目的に対して効果的と考えられる）
- △：効果は不明だが継続（活動の効果は不明だが、次年度は継続実施）
- ×：効果的ではない（活動が目的に対して効果的ではない）
- ：未実施（当該年度の実施実績がない活動）

上記のうち、「×」評価の活動については、廃止も含めて次年度以降の実施について見直しを行う必要があります。また、「○」、「△」評価の活動についても、社会情勢や利用者のニーズ等を踏まえて、必要に応じて内容の見直しを行います。

前年度の最終評価から次年度の実施までに時間的余裕がないことが想定されるため、評価結果の反映については実行可能な範囲で行うこととします。

資料編

1 地域福祉計画策定委員

第3次地域福祉計画策定にあたり、以下の方々にご協力いただきました。

(敬称略、順不同)

	構成区分	所属	氏名	役職	備考
1	学識経験を有する者	石川県司法書士会	津田 晃	副会長	
2	保健・医療・福祉関係者	中能登訪問看護ステーション	中村 志帆	管理者	
3		七尾市医師会	藤田 晋宏	副会長	委員長
4		石川県能登中部保健福祉センター	土井 保潔	地域支援課課長	
5		(社法) 鹿南福祉会	堀内 浩一	施設長	
6	社会福祉を目的とする事業・施設関係者	(社法) つばさの会	吉田 正宏	生活支援部兼就労支援部管理者	
7		(一法) ななおなかのと就労支援センター	木谷 昌平	センター長	
8		(社法) 中能登町社会福祉協議会	土屋 哲雄	事務局長	
9	関係団体の代表者	中能登町区長会	林 登良夫	前会長	
10		中能登町民生委員児童委員協議会	高野 渡	会長	副委員長
11		中能登町女性連絡協議会	亀井 弘美	会長	
12		中能登町ボランティア連絡協議会	清水 洋子	会長	

(委員：令和5年3月8日)

中能登町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく中能登町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、中能登町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定のために必要な事項について調査及び協議を行い、町長に意見具申する。

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 社会福祉を目的とする事業・施設関係者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から福祉計画策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿福祉課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (令和4年12月1日告示第83号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

2 地域福祉活動計画策定委員

第3次地域福祉活動計画策定にあたり、以下の方々にご協力いただきました。

(敬称略、順不同)

	氏名	所属	備考
1	中島 和彦	学識経験者	委員長
2	高野 渡	中能登町民生委員児童委員協議会	副委員長
3	常光 弘義	中能登町身体障害者福祉会	
4	清水 洋子	中能登町ボランティア連絡協議会	
5	長谷 勝信	障害者支援施設つばさ	
6	大森 一義	行政相談員	
7	橋本 秀子	行政相談員	
8	平岡 重信	学識経験者	
9	上坂 恵一	学識経験者	
10	山本 有義	中能登町老人クラブ連合会	
11	堀内 浩一	介護老人福祉施設鹿寿苑	
12	梶井 順子	ボランティア	
13	本田 由美子	中能登町女性協議会	

(委員：令和5年3月7日)

中能登町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中能登町が策定する地域福祉計画と一体となって、地域福祉を推進するための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的として、中能登町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、本会々長に具申する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会々長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 社会福祉を目的とする事業・施設関係者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) その他会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務が終了するまでとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の代表となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、所掌事項を専門的に調査、検討するため作業部会を置くことができる。

2 作業部会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会々長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず本会々長が招集する。

3 用語集

行	用語	内容
アルファベット	BCP	災害等の緊急時に事業を継続、または速やかに復旧する方法・対策を取り決めておく事業継続計画。
	SDGs	「地域共生社会の実現」や「持続可能な地域社会づくり」に向け、自分たちでできること、地域でできることをみんなで考え、「誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現を目指した目標。
数	8050問題	80代の親が引きこもっている50代の子どもの生活を支えるという問題。
か行	協働	住民、事業者、社協、行政等がそれぞれの持つ特性を生かし、補い合い、協力し合い、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症を有する人、障がい者の権利を守るため、ニーズ表明を支援し代弁すること。
	高齢者お役立ち情報	中能登町周辺の病院、薬局、介護サービス、商店、電気屋、床屋等を調査し、把握・見える化した情報。町社協ホームページ等に掲載。
さ行	災害ボランティアセンター	災害時に、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う組織。
	災害ボランティアコーディネーター	被災地に作られる災害ボランティアセンターや生活拠点等で、被災者の思いや要望、困りごと等を丁寧に聴き取り、ニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす人。
	生活支援コーディネーター	日常生活を送る上での様々な相談に適切に対応し、地域の支援ニーズ及び地域資源の状況について把握し、地域における生活支援・介護予防サービス等の提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。
	生活支援体制整備事業	高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業。
た行	多職種連携	医療や介護福祉に関わる様々な専門職種が互いの専門性を活かし、チームとして働きかけること。
	地域福祉推進チーム	見守り体制の充実を図り、住民が安心して生活できる地域づくりの推進を目的とする組織。

た 行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の関係団体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会。
	地域つながりサロン	生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、閉じこもりがちな高齢の方々が交流を通じて、孤独や不安から解消されるとともに、介護予防の促進等を図ることを目的とした交流の場。
	地域福祉座談会	住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるために、自分たちの地域の現状や問題点を話し合っ共有し、今後の地域づくりについて考える会。
な 行	なかのと結びネット	SNS等を利用し、災害時や生活に困窮した方等が必要としている食品や日用品等の寄付を、迅速に呼びかけるための支援体制ネットワーク。
	認知症	記憶障害からはじまり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。
	認知症対応型通所介護事業	認知症を有する人を対象にした専門的なケアを提供する通所介護。
は 行	パーソンセンタードケア	認知症を有する人を一人の「人」として尊重し、その人の立場に立って考え、ケアを行おうとする認知症ケアの考え方。
	避難行動要支援者	高齢者世帯、要介護者、障がい者等の災害時に一人で避難が難しい住民。
	フードドライブ・フードパントリー	家庭で余っている食品や日用品を集め（フードドライブ）、生活困窮世帯等、必要とする方へ渡す（フードパントリー）取り組み。
	福祉サービス利用支援事業	認知症を有する人や障がい者等の判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、日常的な金銭管理等を行う事業。
	福祉見守りマップ	福祉課題を明らかにするために、住宅地図を活用し、つながりや支え合いの情報等を書き込んで作成する地図。
ま 行	民生委員児童委員	地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。
や 行	有償ボランティア制度	サポートを必要とする高齢者の援助等に、少額の謝礼を得て取り組む制度。



第3次中能登町地域福祉計画
(成年後見制度利用促進計画)
(再犯防止推進計画)
第3次中能登町地域福祉活動計画

発行年月：令和5年3月

発行：中能登町 長寿福祉課

〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地

T E L : 0767-72-3135 F A X : 0767-72-3794